

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和3年3月17日（水）
午前9時27分 開会
午後4時27分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 上田 伴子
副委員長 上田 倫久
委員 青山 憲司、芦田 竹彦、
伊藤 仁、関貫久仁郎、
松井 正志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 傍聴者 豊岡健康福祉センター入居者3名
- 8 事務局職員 主幹兼調査係長 木山 敦子
- 9 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 上田 伴子

文教民生委員会・分科会次第

2021年3月17日（水） 9:30 ～
第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査

議案付託表・分科会分担表のとおり

(2) 請願・陳情の審査

陳情第1号 健康福祉センターと条例に関する陳情書（社会福祉課）

(3) 報告事項

ア 豊岡市立小中学校における適正規模・適正配置のあり方に関する答申について（教育総務課）

イ 豊岡市学校給食調理業務等民間委託に関する基本方針について（教育総務課）

(4) 分科会意見・要望のまとめ

(5) 委員会意見・要望のまとめ

(6) 閉会中の継続審査の申し出について <別紙1>

(7) 市民との意見交換会について

(8) 管内視察について

4 その他

5 閉 会

令和3年第1回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

- 第4号議案 豊岡市立生涯学習サロンの指定管理者の指定について
第6号議案 土地の取得について
第7号議案 土地の取得について
第13号議案 豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例制定について
第14号議案 豊岡市社会教育委員に関する条例を廃止する条例制定について
第15号議案 豊岡市国民健康保険条例及び豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
第17号議案 豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
第18号議案 豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
第29号議案 令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
第30号議案 令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
第31号議案 令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
第32号議案 令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
第33号議案 令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第5号）
第38号議案 令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
第39号議案 令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算
第40号議案 令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算
第41号議案 令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計予算
第42号議案 令和3年度豊岡市診療所事業特別会計予算
第43号議案 令和3年度豊岡市霊苑事業特別会計予算

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

- 報告第1号 専決処分したものの承認を求めることについて
専決第3号 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第22号）
第28号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第25号）
第37号議案 令和3年度豊岡市一般会計予算
第49号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第26号）
第50号議案 令和3年度豊岡市一般会計予算（第1号）

文教民生委員会・文教民生分科会 審査日程表

審査日程	所管部等名	審査区分(黒字:委員会、赤字:分科会)	予定時間	集合時間
3月16日(火) 9:30~ 第2委員会室	【地域コミュニティ振興部】 生涯学習課 文化振興課 新文化会館整備推進室 スポーツ振興課	説明・質疑 ■第37号議案 ③豊岡市一般会計予算	9:30 ~	9:25
	【教育委員会】 教育総務課 こども教育課 こども育成課	説明・質疑 ■第37号議案 ③豊岡市一般会計予算	10:40 ~	10:35
	【市民生活部】 市民課 生活環境課 【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課 【各振興局】 市民福祉課	説明・質疑 ■第37号議案 ③豊岡市一般会計予算 会計ごとに説明・質疑・討論・表決 ●第38号議案 ③豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算 ●第39号議案 ③豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)予算 ●第40号議案 ③豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算 ●第41号議案 ③豊岡市介護保険事業特別会計予算 ●第42号議案 ③豊岡市診療所事業特別会計予算 ●第43号議案 ③豊岡市霊苑事業特別会計予算	13:00 ~	12:55
	【委員のみ】	討論・表決 ■第37号議案 ③豊岡市一般会計予算 《第37号議案:分科会審査意見、要望等のまとめ》 《第38~43号議案:委員会審査意見、要望等のまとめ》		

※ 第37号議案は、「説明、質疑」までを行い、第38~43号議案は、「説明、質疑、討論、表決」を行います。終了次第、次の部に移ります(前の部は退席します。)

審査日程	所管部等名	審査区分（黒字：委員会、赤字：分科会）
<p>3月17日(水) 9：30～ 第2委員会室</p>	<p>【地域コミュニティ振興部】 生涯学習課 文化振興課 新文化会館整備推進室 スポーツ振興課</p> <p>【市民生活部】 市民課 生活環境課</p> <p>【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課</p> <p>【各振興局】 市民福祉課</p> <p>【教育委員会】 教育総務課 こども教育課 こども育成課</p>	<p>個別に説明・質疑・討論・表決</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第6号議案 土地の取得について ●第7号議案 土地の取得について ●第13号議案 豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例制定について ●第4号議案 豊岡市立生涯学習サロンの指定管理者の指定について ●第14号議案 豊岡市社会教育委員に関する条例を廃止する条例制定について ●第15号議案 豊岡市国民健康保険条例及び豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について ●第17号議案 豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について ●第18号議案 豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について ●第29号議案 ②豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号） ●第30号議案 ②豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号） ●第31号議案 ②豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） ●第32号議案 ②豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第4号） ●第33号議案 ②豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第5号） <p>個別に説明・質疑・討論・表決</p> <ul style="list-style-type: none"> ■報告第1号 専決処分したものの承認を求めることについて <li style="padding-left: 20px;">専決第3号 ②豊岡市一般会計補正予算（第22号） ■第28号議案 ②豊岡市一般会計補正予算（第25号） ■第49号議案 ②豊岡市一般会計補正予算（第26号） ■第50号議案 ③豊岡市一般会計補正予算（第1号） <p>・・・・・・・・・・ 当局職員退席 ・・・・・・・・・・</p> <p>《請願・陳情》 陳情第1号 健康福祉センターと条例に関する陳情書【社会福祉課】</p> <p>《報告事項》 ○豊岡市立小中学校における適正規模・適正配置のあり方に関する答申について【教育総務課】 ○豊岡市学校給食調理業務等民間委託に関する基本方針について【教育総務課】</p> <p><u>《報第1専第3、第28、49、50号議案：分科会審査意見、要望等のまとめ》</u></p> <p><u>《第6、7、13、4、14、15、17、18、29～33号議案：委員会審査意見、要望等のまとめ》</u></p> <p>《閉会中の継続審査の申し出について》 《市民との意見交換会について》 《管内視察について》</p>

※ 全部署とも9：30開始で、第50号議案の審査終了をもって、全部署退席とします。

※ 請願・陳情、報告事項の関係部署は、改めて出席してください。

文教民生委員会名簿

2021.03.17

【委員】

職名	氏名
委員長	上田 伴子
副委員長	上田 倫久
委員	青山 憲司
委員	芦田 竹彦
委員	伊藤 仁
委員	関貫 久仁郎
委員	松井 正志

7名

【当局】出席者に着色をしています。

職名	氏名	職名	氏名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	谷岡 慎一
地域コミュニティ振興部参事	桑井 弘之	市民課長	定元 秀之
生涯学習課長	大岸 和義	市民課参事	川崎 智朗
生涯学習課参事	旭 和則	生活環境課長	成田 和博
文化振興課長	米田 紀子	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化振興課参事	橋本 明宏	竹野振興局 市民福祉課長	船野 恵子
新文化会館整備推進室長	櫻田 務	日高振興局 市民福祉課長	前野 郁子
スポーツ振興課長	池内 章彦	日高振興局 市民福祉課参事	川端美由紀
		出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
		但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高
		但東振興局 市民福祉課参事	田邊 雅人

8名

8名

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部長	久保川伸幸	教育次長	堂垣 真弓
社会福祉課長	原田 政彦	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課参事	小野 弘順	教育総務課参事	木之瀬晋弥
社会福祉課参事	大谷 賢司	教育総務課参事	宇川 義和
高年介護課長	恵後原孝一	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課参事	武田 満之	こども教育課長	飯塚 智士
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課参事	内海 忠裕
健康増進課参事	村尾 恵美	こども教育課参事	恵後原博美
健康増進課参事	三上 尚美	こども育成課長	木下 直樹
		こども育成課参事	吉本 努
		こども育成課参事	富岡 隆
		こども育成課参事	吉谷 孝憲
		こども育成課参事	山本加奈美

8名

8名

【事務局】

職名	氏名
議会事務局主幹兼調査係長	木山 敦子

合計40名

午前9時27分 委員会開会

○委員長（上田 伴子） それでは、皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。ただいまから文教民生委員会を開会いたします。随分、暖かくなってきました、昨日に比べると今日も大変暖かいですので、皆さんの頭もさえていると思います。よろしくお願ひします。

今日は、当局の皆さん、大変、密の状態ですので、極力簡潔にスムーズに進みますようよろしくお願ひいたします。

これより付託・分担案件の審査に入りますが、今日は、審査日程表のとおり、当局全部署に出席いただき審議を行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて、簡潔明瞭になされますように、スムーズな議事進行に格別のご協力をよろしくお願ひいたします。

また、昨日も言っていましたが、発言の際には、必ず最初に課名と名字をお願ひいたします。委員の皆さんには、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願ひいたします。

なお、陳情第1号につきましては、陳情者からの傍聴の申出があり、許可をいたしておりますので、ご了承願ひます。

なお、陳情の審査につきましては、審査の進捗に関わらず、午後1時から行います。

これより、協議事項1番、付託・分担案件の審査に入ります。

まず、第6号議案、土地の取得についてほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 議案89ページをご覧ください。第6号議案、土地の取得についてにつきましてご説明申し上げます。

本案は、合橋小学校用地を取得するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

合橋小学校用地につきましては、個人の方からの借地がございまして、この借地について地権者4名

の方と買取りに向けて話合いをしましてまいりました。昨年9月議会では、交渉がまとまりました2名の方の土地の取得についてご承認いただいたところでございます。このたび残りの2名の方との交渉がまとまりましたので、取得について提案するものでございます。

取得する土地でございますが、豊岡市但東町出合市場字下川原185番1ほか11筆でございます。取得面積は6,766.82平方メートルでございます。取得価格が5,629万7,618円でございます。

91ページに土地の明細、また、93ページに位置図をつけておりますので、ご清覧ください。

続きまして、95ページをご覧ください。第7号議案、土地の取得についてでございます。

本案も第6号議案と同様でございます。

合橋認定こども園用地のうち個人からの借地につきまして、地権者3名の方と話合いをしましてまいりました。昨年9月議会では、交渉がまとまりました1名の方の土地の取得についてご承認いただいたところでございます。このたび残りの2名の方との交渉がまとまりましたので、取得について提案するものでございます。

取得する土地でございますが、豊岡市但東町出合市場字タナ川368番1ほか10筆でございます。取得面積は5,082.36平方メートルでございます。取得価格が5,167万2,789円でございます。

こちら97ページに土地の明細、また99ページに位置図をつけておりますので、ご清覧ください。

なお、これをもちまして、合橋小学校、合橋認定こども園の敷地部分についての借地は全て取得されることとなります。

説明は以上でございます。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 6号議案と7号議案ですけれども、取得土地の価格が違うと思うんだけど、そ

の辺りの説明をお願いします。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 今回の土地の取得にあたりまして、用地費の算定につきましては、不動産鑑定士に鑑定を依頼したものでございます。不動産鑑定士に依頼をしまして、画地といたしまして、所有者ごとの一団の土地ごとで評価をしてみました。例えば道路口のところは単価が高くなったり、道路から離れたところについては単価が安くなったりということで、画地ごとで評価が変わっております。以上でございます。

○委員長（上田 伴子） いいですか。

○委員（伊藤 仁） はい。

○委員長（上田 伴子） ほかに。

青山委員。

○委員（青山 憲司） 今回、学校用地の取得なんですけども、但東のほうでよくこういう事例は見受けられるんですけども、ここ以外に学校用地でまだ民地の部分っていうのはどれぐらいあるのか、その点をちょっと教えていただけますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） まず、個人からの借地でございますが、小学校1校、認定こども園1園ございます。また、団体からの借地もございまして、こちらは小学校が3校ございます。以上でございます。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 具体的なその学校の名前、分かりますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） まず、個人からの借地の分でございますが、資母小学校、資母認定こども園の2校園とございます。団体からの借地でございますが、奈佐小学校、竹野小学校、弘道小学校の3小学校となります。以上でございます。

○委員（青山 憲司） ありがとうございます。

もう1点。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 今回の取得に係る財源はどう

いったものでしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 全て一般財源でございます。

○委員（青山 憲司） はい、分かりました。

○委員長（上田 伴子） いいですか。

○委員（青山 憲司） はい。

○委員長（上田 伴子） ほかにありませんか。

○委員（関貫久仁郎） ちょっとすみません。

○委員長（上田 伴子） どうぞ、関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 長年の懸案が解決したという結果としてはいいと思うんですけども、特に但東に関しては、小中一貫という方向性があるって、但東中学校も近隣ということがありますけども、まだまだ直近ではないと思いますけど、そういう将来的なことを考えると、この売買はその後には要らなくなる土地という部分を感じられるんですけども、その辺の対応はどう考えておられるのか、今の時点で、教えてください。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） ゆくゆくは廃校という可能性もあるというところでございますが、まだ廃校後の活用につきましては、昨日の委員会でもございましたとおり、最終的な決定というのは、サウンディングなりプロポーザルということで決定をいたしまして、それまでは暫定利用ということで、また検討をすることにはなるんですが、まず暫定利用の間を検討するにあたりまして、借地はそのままお借りする必要がありますので、その間の借地料の支払いについて利用者の方とのご相談、また地権者の方ともまだこういう学校用地以外の利用方法となりますので、利用についての同意ということが必要になってまいります。

また、最終的には土地の貸付けなり、また売却等も考えられるというところでございますが、借地でございますので、例えばもう使いませんということでお返しするというようなことも考えられるところがございます。これまでの他の事例もあつたんですけど、借地につきましては、原状に回復してお

返しするということが基本となります。今回の合橋小学校、認定こども園の土地につきましても、元は田んぼであったり畑であったりというところの土地を造成して校舎を建てさせていただいているというところがございます。したがって、原状に回復するということになってきますと、田んぼなり畑なりということで、校舎を取り壊して再造成をする必要があるということになるんですが、その費用が恐らく今回の買収費用と同額以上がかかるというような見込みもございまして、今回買収に至ったというところがございます。以上でございます。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） まあまあそういう諸般の事情がいろいろと出てくると思うんで、将来的、今後うまく活用できるように考えてください。以上です。

○委員長（上田 伴子） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） お諮りいたします。第6号議案及び第7号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第6号議案及び第7号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案、豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） それでは、第13号議案、豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例制定についてご説明を申し上げます。

議案書の137ページをご覧ください。先ほど申しました第13号議案、豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例制定についてご説明いたします。

本条例は、生涯学習サロンの施設整備に伴い、条

例を制定するものです。

議案書の144ページをご覧ください。制定の内容につきましても、条例案要綱により説明をいたします。

1では、生涯学習の機会及び交流の場を提供することにより、生涯学習を推進し、もって生涯学習の振興に寄与するため、生涯学習サロンを設置することとしています。2では施設の名称と位置を、3では事業内容を、4では職員を、5から6では休館日と開館時間について定めています。7から12までは、使用の許可、許可の基準、使用権譲渡の禁止、特別の設備設置等のほか、許可の取消し等、使用料の徴収について定め、次ページ、13から14では、使用料の減免及び不還付のほか、15では入館及び入場の制限について定めています。16から17では行為の禁止、立入り等、原状回復の義務について、18では損害の賠償等について定めています。19では生涯学習サロンの管理を指定管理者に行わせることができ、その際に必要な規定の読替え等について定め、20では指定管理者に利用料金を収受させることができ、その際に必要な規定の読替え等について定めています。21では規則への委任を定めております。22の附則では、この条例は公布の日から起算して六月を超えない範囲内で施行することとしております。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） ちょっと何点かお伺いしたいんですけど、今回の設管条例に関してですけども、指定管理のたしか条例というか、あれも出てますよね、今回、議案の中で。今の要綱を見ても「市長」に関する表現がたくさん入っている、「市長は」ということで入っているんですけども、指定管理者の代表が中貝市長になっているんですけども、その辺りの整合性とか、以前、過去にこの話は議会でも取り上げたことがあったんですけども、そのときの説明、私もよく記憶はしてないんですけど、市長が指

定管理である相手方と同一人物の場合の取扱いについての整合性について、もう一度ちょっと説明をいただきたいと思うんですけど。

○委員長（上田 伴子） 答弁願います。
どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 財政の担当のほうにも確認をしましたがけれども、指定管理者が市長であっても、それは特段問題はないというふうに回答はいただいているんですけども。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 問題ないというふうなことは以前もこの議会でも議論して、そういう事例もあったんで、問題ないとは思いますが、何をもって問題ないかというところが知りたいんですけども、分かりますか。ちょっと私も忘れちゃったんで。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 今回、この後、議案として出します指定管理につきましては、これは一般的な請負ということではなくて、行政処分として行われるものでして、基本的に行政処分の相手方の代表者が市長であるということは特に問題ないというような判断だというふうに思います。

○委員（青山 憲司） 行政処分でしたか。
もう一つ。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） もう1点お聞きしたいのは、今回、前、旧いざたや跡地も含めて生涯学習サロンに管理を委託するということになるんですけども、屋外交流広場について有料というふうな話もこの中ではあったと思うんですが、139ページには屋外交流広場が入ってますよね。143ページには屋外交流広場が使用料について有料ということになってるんですが、ここの管理はどういうふうにされるのかな。例えば市民が入って自由に使うことができないのか、また日常はバリケードなんかをして入れないようにしてしまうのか、そういった使い方について今どのように考えておられるのか、そこそこ教えていただけますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 屋外交流広場の利用につきましては、基本的にはこちらの条例に記載しておる料金っていうのは占有の場合でございます。団体等が使用したりですとか、事業で利用したりですとか、そういったケースで占有の場合に料金を頂くと予定しております。通常はそういう占有の申請、使用の申請がない場合については、市民の方が自由に入って、例えば子供さんが自由に遊べたりですとか、そういった形で自由に出入りはできるようにというような管理で今のところは予定しておりますので、自由に広く使っていただける施設として整備をしたいと考えております。以上です。

○委員（青山 憲司） はい、分かりました。

○委員長（上田 伴子） いいですか。

○委員（青山 憲司） よろしいです。

○委員長（上田 伴子） ほかはありませんか。
松井委員。

○委員（松井 正志） 生涯学習サロン、ご存じのように、約3億円以上かけて長い期間かかって建てられた施設ですので、やはり市民の皆さんの注目も大変強いと思います。一方で、今、福祉会館から出て行けて言われてるような団体もあって、結構優遇されてここに入られるような団体もあるというようなことで、非常に微妙な状況の中での質問ですので、ご容赦いただきたいと思いますが、まず、条例の第1条で、設置目的が市民に生涯学習の機会と交流の場を提供するというところで、市民をというふうなことがはっきりと明記されてるんですけども、市民以外の利用っていうか、想定されてないんでしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 条例の第1条には、市民というふうには記載しておりますが、利用については、例えば市外の方の利用を制限するものではございませんので、基本は市民の方が利用いただくものですが、市外の方もご利用いただけるようにはしております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） そういう理由でしょうけども、

じゃあ、市民の利用を目的とするということになると、この施設というのが地方自治法に定める公の施設に該当するかどうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 議員、おっしゃるとおり、公の施設に該当します。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 公の施設であれば市民の利用と市民以外の利用について料金格差を求めること、つけることも可能だと思いますけども、そういうふうな議論はされましたでしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 市民の方と市外の方との料金差をつけるということについては、議論のほうはしておりません。同一の料金での利用ということと考えております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 第3条の1項の4号のところなんですけども、事業を規定してるんですが、その目的とその内容というのが、施設を使用させることが事業になってるんですけども、この意味をご説明してください。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 基本的にこの条例につきましても、同様の施設といいますか、市が所管する施設の条例のほうも参考にしておりまして、この4号については、城崎国際アートセンター等の設管条例についても同様の記載がございますので、こういったところも参考にしながら、この第4号については記載を設けているところでございます。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） この号はおそらく貸し館を想定してるんだと思います。貸すための事業を行うということで、貸し館だと思いますんで、そういうふうな認識でおっていただきたいと思います。

それから、目的外使用も規定されておるんですけど、目的外使用というのはどういうことを想定されていますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 現在のところ具体的なものというのはございせんけど、例えば自販機を置いたりですか、そういったことを想定しております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 例えば福祉センターから出られて言われた方の目的外使用で使用させるということは想定されますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 原則、貸し館としてのご利用のほうは施設はしてございますので、ただ、一団体の方が例えば入っていただくとかいうことでは想定しておりませんので、入って例えば活動、それに適した部屋であれば貸し館としてご利用いただくということは構わないかと思っております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 目的外使用であれば、今の貸し館は目的内使用ですので、私が聞いているのは目的外使用の規定があるということは、例えば状況によってはそういうふうな利用も可能というふうなことも考えられるので、そういう可能性について聞いたということです。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 目的外使用につきましても、施設の設置目的、その用途を妨げない範囲でという自治法上の規定がございますので、設置目的を妨げない範囲ということを前提に置きながら、そういった対応を場合によっては検討していきたいと思っております。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 結局、今の段階では福祉会館に入居されとる方が仮に目的外使用を求められても、生涯学習サロンの目的には合わないんでお断りするというふうなお考えということでよろしいですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 今現在、そういった

問いかけ等がございませんので、今そういった質問に対してはちょっとお答えできかねるんですけども。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 最後、第20条で指定管理者の管理の範囲が定められてるんですけども、あその施設というのは独立した施設ではなくて、アイティという大きな建物の中の一部だと思いますんで、アイティ全体の管理とここで定める指定管理者の管理というのはどういう役割分担をされて、なおかつ調整なり連携ができるのか教えてください。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） アイティの中の当然1フロアを使わせていただくということになりますので、基本的にはアイティの中の管理上の運営っていうものがございますので、そちらを基本的には遵守します。一方で、生涯学習サロンのこの施設内の管理についてはこちらの20条に掲げておりますように、管理のほうを守っていくということがございます。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ここでいう管理というのは、アイティの中の生涯学習サロンとして定められたフロアの管理だけということによろしいですね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 基本的には、ここは生涯学習サロンの部分のフロアの管理のものになります。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 第6条に開館時間が定められておるんですけども、午後10時までだと思うんですけども、アイティの通常の開館時間ってというのは10時まででしたでしょうか。そこら辺ちょっと分からないんで教えてください。それとの関係でどういうふうな管理をされるのか。アイティは閉まっているのに生涯学習サロンだけ開けてるかどうか、その辺りどうですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） アイティの営業時

間につきましては10時から夜の8時までとなっております。こちら生涯学習サロンについては午後10時までということになりますので、今調整の段階なんですけれども、例えば今フードコート等がございますけれども、そういったところは8時で営業を終わられますので、そこには立ち入りできないように、生涯学習サロンの利用者の方が入れないようにというような形で、例えば防火用の扉ですとか、そういったシャッターを設置しまして、入館を制限できるように。ですので、そういった動線ってのは確保して、アイティさんのほうの営業に支障にならないようにということを進めております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ここをしつこく聞きますのは、管理の関係で、一方の建物のほうは8時に閉鎖されて通常の営業でなくなるからそれ以外の管理方法になります。一方、この生涯学習サロンは10時まで営業、営業って開館してますので管理をしなければならない。その管理の関係が後でまた指定管理のところで申し上げますけれども、管理料なんか、警備料なんか指定管理料に入ってたんで、あえてその管理がどういうふうにされるかとお聞きしとるということで、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 夜の管理につきましては、今のところは例えばシルバーさんのほうに委託して施設の管理をしていただくですとか、そういったことを予定しております。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） シルバーさんが管理されるのはここでいう管理なのか、そうではなくて、アイティ全体を管理する一環のことなのか。今のご説明であれば指定管理の中の管理をシルバーさんに委ねられるというふうに思うんですけど、それによろしいですか、そういう理解で。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 基本的にはアイテ

ィ全体を管理していただくのではなくて、あくまで生涯学習サロンのフロアだけを管理していただくということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 指定管理のとこの内容に入りますけども、管理というのは、じゃあ、賃金で支払われる方の管理の部分と、それかそれ以外の時間外はシルバーさんが管理されるというふうな理解でよろしいですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員（松井 正志） 次の質問しません。

○委員長（上田 伴子） ほかにありませんか。

関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 小さいことで、143ページの表を見ていただきたいんです。生涯学習サロン本館というところでの料金表が載っておりますけども、これは貸し館という感じの部分だと思っておりますが、本館の下の屋外交流広場も金額設定がされてるんですけども、時間帯によって。ということは、これいずたやの跡地の部分だとは思いますが、その部分を要するに何かで隔離するというを想定してるということですか。その部分に対してのこれ料金ですよ、多分。もう一回聞きたい。申し訳ない。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 隔離といいますか、先ほど冒頭にご説明いたしましたとおり、占有ですね、申請いただいて例えば団体ですとか個人さんに限らず申請をいただいて事業で例えば占有して使いたいという場合のこちらは料金でございますので、一般の市民の方は少し子供さんたちを遊ばせたいですとか、天気の良い日に例えばピクニック気分でお弁当食べたりだとか、そういったことを規制するものではございませんで、そこは自由に入っただけのもの、利用していただけるものと考えております。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） ということで、占有するから

独占するからそこで料金があるっていうのは分かるんだけど、じゃあ、時間帯で午後10時までというところで区切りがあるんだけども、仮にの話で申し訳ないけども、流れでずっといらしたと、その場に流れでずっといらしたということが管理できるようにしてる、する、それはお任せ。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 流れでというのは事業ですと例えば何時で終わられるということで、ただ物品ですね、こちら附属の備品等、例えばテントですとかそういったものを今予定してるんですけども、そういった借用があった場合については、当然指定管理をお願いしてるところが最終確認というものを一旦はそこをやはり出ていただくと、出ていただくという言葉は適切か分かりませんが、そこで使用は一旦終わるというふうにしていただくように運用は考えております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） そういった場合はそれでいいかなと思うんですけども、それじゃあ、一般の方が使用してる、問題ありません。そこで遊んでます。もちろんそこで例えば屋台出したり、人が、駄目やわね、それ占有になるね、屋台なんか出したらね。それは学習サロンの管理の方がその辺はチェックができるというふうになるんですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 当然そういった屋台ですとかそういった事業で使われる場合も、指定管理のほうで利用の最終の確認はしていただくようお願いすることになります。

○委員（関貫久仁郎） はい、ありがとうございます。

○委員長（上田 伴子） ほかにありませんか。

じゃあ、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案、豊岡市立生涯学習サロンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） それでは、議案書の79ページをご覧ください。第4号議案、豊岡市立生涯学習サロンの指定管理者の指定についてご説明いたします。

指定管理者の候補者には但馬高齢者生きがい創造協議会を指定管理者選定審査会を経て選定いたしました。

指定の期間は、令和3年6月28日から令和6年3月31日までの2年9か月としております。

81ページに管理を行わせようとする公の施設の概要、管理業務の内容及び団体等の概要を記載しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（青山 憲司） ちょっと1点だけ。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 先ほど申し上げたんですけれども、指定管理者が市長であるということは、市民感覚からすれば、代表者が市長っていうのはちょっといかがなものかっていうふうな感じはするんです。学院のほうでどうしても代表者がおられないということではないと思うんで、この辺りやっぱり変更するようにするべきではないかというふうに私は思うんですけれども、その辺り当局のほうはどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 議員おっしゃるとおり、確かにほかの方がおられないかと言われますと、確かにそれはいらっしゃるかとは思いますが、今までずっと設立が昭和54年10月から

でございますか、それ以降、豊岡市長が会長をということもございまして、長年そういった任務に就いていただいているということもございまして、今までも確かに議論というのはありまして、ほかの方がいないかとかいうことがございましたので、そういった議論もしてきたんですけれども、今のところは当初こういった不確定な要素がございまして、新しい拠点での活動ということもございまして、今のところは会長を引き続き市長のほうにお願いしまして、まずはしていただくと。ただ、今後はそういった議論というのは内部のほうでまたしていただくということでは今後は出てくるかとは考えております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 先ほどの質問でもこれは法的には問題ないということではあるんですけども、甲、乙、契約者と発注者が同一人物っていうのはやっぱりいかにもちょっと変な感じですので、やはりそこんところはきちりとした契約履行だとか、あるいは管理だとか、その辺を含めて考えたときには、別人格のほうの方がふさわしいと思いますし、たとえ公的な施設や事業であったとしても、やっぱりそこんところは明らかにすべきだというふうに思いますので、これは私の個人的な意見ですけども、それは今後の当局サイドの検討事項として、ぜひ変更できるように計らっていただきたいと思います。これは個人的な意見として聞いていただきたいと思いません。よろしいです。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 何回も申し訳ないですね。今の青山委員の質問の続きですけども、指定管理である以上は指定管理契約されると思うんですけども、相手方は市長、会長が中貝さんという契約でしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 相手方としましては中貝市長、但馬高齢者生きがい創造協議会の会長としていただく予定にしております。

一方で、市のほうとしてはこれも内部のほうで、

例えば契約、協定といったものは副市長のほうでということも議論に上がりましたので、その辺また今後ちょっと最終的には議決をいただきましたら検討したいと考えております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 契約上はそういう方向しかないと思いますんで、それはそれでいいと思いますが、構図としては市長が市役所において、こちらにも市長を代表とする団体があって、その団体が利用されるために3億円もかけて建物造りました。そしてさらに入っていただくためには30万円の支援金を払いますというような構図が出てくるんですけども、一般的な見方からしたら、何かおかしいんじゃないかというふうなことを思うんですけども、思うのが青山委員の質問にもあったと思うんですが、自分が建てた建物に自分が入ります、そしてさらに入ってくるためには30万円の支援金を払いますっていうような構図、何となく理解しにくいんですけども、そういうことはいかがですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） まず、この生涯学習サロンというのが2016年2月に請願書のほう、生きがい創造協議会のほうから請願書を頂きまして、高齢者の生きがいづくり拠点の確保に関する件ということで請願書を頂きました。それに伴って議会のほうでも全員一致によって請願採択いただいて、今日に至っているわけですが、確かに高齢者の方の活動の施設をまずは造ろうということが第一にございますが、ここの施設は先ほども申しましたように、公の施設として必ずしも高齢者生きがい創造学院さん、協議会さんのほうが占有して使う施設ではございません。あくまで一般の市民の方がご利用いただくという施設でございますので、特にそこはこの団体が占有するためのという認識ではございませんので、そこのところはご理解いただければと思います。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ちょっと細かいことを聞かせていただきますが、今回、指定管理者の議案を出さ

れた際に、住所が間違っただという経過があったんですけども、その住所はどこと間違えられたのか、まずその辺、ご説明ください。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 少し先走りまして、新しい住所ですね、アイティのほうの住所、入居を今度新しく整備するほうの住所をちょっと記載しております、もともとの活動の今拠点である九日市上町のほうに修正をさせていただいたというところでございます。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） そのことを間違えること自体が今回の指定管理の条例だったり議案であったり、非常に安易に考えておられるような気配があります。先ほどから申し上げておりますように、市長と市長がそれぞれ貸し借りするような状態のことを想定して、あまりにも安易すぎるのではないかと思いますので、それについて十分注意をしていただきたいと思います。それは回答はいいです。

それから、指定管理料のことでちょっと何点かお聞きしたいと思います。

既に資料頂いた中で、利用料収入で55枠とか24こまというふうな利用を想定されておりますけれども、これは全体の枠数といいますか、利用ができる単位から見た何割程度の利用を想定されているのか、一日が何か3つに区分なるとして、それぞれ1枠ということだと思いますんで、それについて何割程度の利用を想定されているのか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 一応25%でございます。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 全体の25%が、じゃあ、生きがい創造学院さんが利用されるということですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） いや、全体として25%の利用率というふうに考えております。

全体としましては、大体950こま、年間ござ

います。そのうち学院のほうが55こま掛ける12か月でございますので、660こま、あっ、失礼しました。全体では年間大体4,000こまぐらいになります。そのうち948こまの利用を見込んで、それが25%程度ということでございます。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○委員（松井 正志） ということは、全体利用できる枠の中で25%程度、4分の1程度が学院さんの利用だということですね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 学院さんが25%ではなくて、全体の利用、年間利用を見ると、今言いました全体のこま数に占める割合として25%程度の利用を今のところ見込んでいるということろでございます。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） それは学院さんはこれ以外に利用されています。残ったところの利用がこの利用料収入に上がってるという意味ですか。ちょっとよく分からないんですけどね。何回も申し上げますけど、全体の利用できる枠数が幾らあって、そのうち利用料収入っていうのは学院からだと思えますんで、それがどの程度の割合を占めてるかということだけお答えいただいたらいいんですけども。それによって次の指定管理料の積算の内訳のことも聞きたいんで。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 昨日お渡しいたしました資料にもございますとおり、生きがい創造学院さんのほうの利用としては月に大体55枠ございます。それで大体1枠平均として2,000円の料金というふうに見込んでおりまして、通年でいきますと大体132万円ぐらいの収入というふうに見込んでおりまして、一方、一般のそれ以外の貸し館でございますね、生きがい創造学院が使用しない部分で一般の貸し館としては大体単価のほう3,000円、夜の利用とかが多くなってくるかと思えますので、そういったことで3,000円で大体単価を見込んで、それで月に大体24こまの利用を見

込んで、それで12か月を掛けまして86万4,000円程度の収入というふうに見込んでいるところです。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） ちょっと補足させてもらいます。今回の生涯学習サロンにつきましては、生きがい創造協議会さんの立場は実は2つございまして、指定管理者として施設を管理すべき立場と生きがい創造学院を運営すべき運営者としての立場と双方ございます。昨日お渡しした資料につきましては、生涯学習サロンを管理運営するための費用として積算をしております。一方で、今日はお出ししておりませんが、生きがい創造学院さんの教室の講座の運営としてのまた別の予算というものがございまして。そちらから132万円が管理運営費として管理される生きがい創造協議会に入ってくるというようなことです。ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 私、そんなこと何も聞いてないんですけど、それは資料で分かりますんで、何回も言いますように、ここで見積もられてる利用料が全体の利用できる量から見たら何割程度占めているかというのを聞いてるんですけど、質問の趣旨が分かりにくいんですかね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） すみません、説明が悪くて申し訳ございません。全体としては先ほど申しました4,000こま程度、年間でございます。そのうち学院と学院以外を含めて大体948こま利用があると。それが大体25%程度の利用を見込んでるということでございます。

○委員（松井 正志） だから最初から25%程度かって聞いてるのに違うような説明されるから分かりにくいだけで、分かりました。ということは、100%の全体にすると25%の利用が指定管理の積算には見込まれているというふうに理解したらいいんですね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ということは、空いているということは条例のところで申し上げたように、ほかの団体が目的外使用されることも物理的には可能だということですか。あっ、いいですいいです。

○委員長（上田 伴子） はい。

○生涯学習課参事（旭 和則） そうですね、貸し館を基本的には今言いますように目的に沿った利用をしていただくということでございますので、目的にまずは沿った利用をしていただくということが前提でございます。その上で、それでも空きがあれば、その際には目的外の使用についてもそこは検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） その検討は必要ないと思えますので、よろしいですけども、つまり75%が空いてるような状態で利用料を積算して、必要経費の差額を指定管理料として今回予算にみてあります。75%が空いているような状態の指定管理って普通の指定管理の状態でいったら異常というんか、あり得ないと思うんですね。だからそこら辺を、指定管理料がこうなるとるんで計算上こうなるとるから、それはそれでいいんですけども、まずそれだけはちょっと申し上げておきたいと思えます。

それから、支出のほうちょっとお聞きしたいと思いますが、賃金が132万円、月11万円に見込んでありますが、この賃金の支払われる方の業務はどういうふうな内容でしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 施設の管理をいただく、例えば電話での施設予約ですとか鍵の受渡しですとか、そういった施設の管理を予定しております。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 勤務形態は月11万円ということになると週に何回か勤務でしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 予定としましては週3日で21時間の勤務を予定しております。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 念のため申し上げますけれども、これは、この方はあくまでも施設の管理であって、学院の業務される方ではないですね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 基本的にはといいますか、こちらの指定管理の業務をしていただく方の賃金になります。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 指定管理の業務をしていただくんですけども、給与の支払い先はどこですか、賃金の支払い元。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 支払い元としましては指定管理を委託する協議会さんのほうになります。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ということは、市の指示で指定管理の業務する、本来は目的ですけども、実際には支払い元、雇用されてるとこっていうのは創造協会の中貝さんの下で働かれるっていうことは、創造協会の仕事をされるということですね。要するに私が申し上げてるのは指定管理の業務なのかそれ以外の業務なのかがちゃんとはっきりと明確に区分されて業務をされてるかどうか、そのことだけなんです。されるかどうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 基本的には先ほどから申しておりますとおり、指定管理の業務だけをしていただくというふうに考えております。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） そういうふうでないと話が次に進みませんので、それで結構です。いろいろと申し上げましたけども、ぜひ順調な運営を指導してあげてください。

○委員長（上田 伴子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、豊岡市社会教育委員に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 議案書は147ページをご覧ください。第14号議案、豊岡市社会教育委員に関する条例を廃止する条例制定について説明いたします。

社会教育行政における附属機関として設置しております社会教育委員、こちらを現委員の任期が終わる5月末をもって廃止するために条例を廃止するものです。

その理由は、昨今、市民のライフスタイルや価値観の多様化をはじめとします社会情勢の急激な変化によりまして、社会教育における諸課題は多様化し複雑化し、範囲も広範囲に及んでおり、これら全てを社会教育委員で議論することが非常に厳しくなっております。そのため、現在では、社会教育の分野ごとに委員会を設置し、集中した議論を行い、市が行う各施策へ市民の皆さんの意見を反映させているところでございます。今後も分野ごとの委員会による議論により、社会教育を進めていく予定であり、このことから、社会教育全般を所掌する社会教育委員につきましては、一定の役割を終えたものとして廃止するものです。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 今の説明の中で責務は終わったと、任務は終わったという部分があったんですけども、多様化したんでそれぞれでまたやっていっていただくということもありましたが、例えばで結構です。どういうところでどういう人が社会教育委員に代わってこういうことをするんだということを明示ちょっとしてもらえませんか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 社会教育につきましては、その定義が非常に広くございまして、一般質問でもお答えさせていただいたように、地域単位でのいろんなサークル活動であったりとか、また、大きな県であったり市であったりとかが行います環境学習だとか経済セミナーだとかそういったもの、本当に広うございまして、特に市民の皆さんの身近なそういったコミュニティ単位でのサークル活動等につきましては、地域コミュニティビジョンの中で人づくりに関して目指す姿が規定されておりました、そういった中で体制、内容について議論されていくというふうを考えております。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） そういった意味では、今まででも各コミュニティ、その前は公民館単位でという活動をされてました。公民館ないし今のコミュニティの活動の中では、それぞれ担当者というのが配置され、そこでもリーダーシップを取ってやられる方がいらっしゃるというのは間違いのないと思うんです。けども、コミュニティ自体がやろうとしていることに関与した部分で前の公民館のときにあった組織の中には社会教育委員が関与してた。それがそのままコミュニティになったけれども、内容的には公民館でやってた頃とほぼ同等であるんで、やはり社会教育委員という方はそこでも活躍されているというのが現状だと思うんですよね。コミュニティの活動が多岐多様になったからということで、それぞれに任せ切りにするっていうことではなくて、やっぱりその上にはコミュニティがあるんですか

らね。そのコミュニティの運営の状況に関わるところにも社会教育委員の方が絡んでいらしたという部分がちょっと見えたんですけど、前に。何かそれが本当になくなってしまうということで、コミュニティとしてのポジション、立ち位置の社会教育委員の方の役割がなくなっていいんだろうかと感じるところがあるんですけども、そこんところは何もお考えは今ないですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 委員おっしゃったように、旧公民館時代の事業を現在も行っているコミュニティ、たくさんございます。そういったものの支援については、役所側も支援体制を引く中で、様々な情報提供であったりとかいうことはこれまでも行っておりましたし、引き続き行っていくというふうに考えておりますので、特に社会教育委員さんをお願いしていた社会教育の内容の企画立案の部分については、そこで賄えるのではないかなというふうに思いますけど。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） ちょっとそのことで企画立案云々いうところが要するに細分化されたと、各ポジションでやられるというのは当然あるとは思いますが、公民館、それからコミュニティ、今コミュニティの中でのそういった方面でのスーパーバイザー的な役割を担っていただけるのかなという感じがするんですけども、そういう役割はもう必要ないという社会教育のあり方っていうのを市は定義されるんですかね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） いえ、引き続きやっぱり地域コミュニティなり社会教育を推進する母体に対しての必要な支援等は行っていくべきだと思いますし、情報提供、それから研修の機会であったり、そういったものは提供していくべきだというふうには思っております。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 答弁の内容が僕の意図と違うんですけども、そうしたらちょっと端的に聞きますけ

ど、民生委員さんもおられます。その方に関しては手当という報酬がある。社会教育委員ってあったんですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 固定したものはなかったと。それから会議等に出てきていただければ費用弁償をさせていただいたというようなことです。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） ということは、何々審議委員会とか、そういう会議の委員さんと同じような立場ということでいいんですかね、報酬的には。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） はい、委員おっしゃるとおりです。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） そしたら細分化されたところにリーダー的な方がいらして、その方が例えば市が何か統一的に集まっていたらいいとかいうの、あるかもしれないし、ないかもしれないんですけども、その部分が発生、集まっていたらいいということがあるとしたら、何になるか分かりませんよ、もちろん。そういう今の社会教育委員に発生したような内容で対応するということがあり得ると考えていますね。もうそれはもう全く関係ないと。社会教育委員が今まで市との関係で集まったりやってたこと、それが細分化されて、何かの単位でリーダー的にいらして、それを市とのやり取りが何か集まりがあるという場合、社会教育委員と同じような扱いで市は対応して集めるとかするっていうことでいいんですかね。ちょっとややこし過ぎるか、事象が。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） そういった例えば各コミュニティの人づくりの部会長さんであるとか、そういった今言いますコミュニティ単位の社会教育を担うべき人たちが集まろうと、集まりたいというようなケースなんですね、お尋ねの内容は。

○委員（関貫久仁郎） 集まりたいか集まれというのかな。

○生涯学習課長（大岸 和義） それはもう必要に応

じて社会情勢とかニーズとといいますか、そういった需要の中でそれぞれ個別に判断していくべきことかなというふうには思います。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 分かりましたけども、やっぱりイメージ的に社会教育委員というのは何がしかの使命感を持ってやられてたということは強く感じる部分があるんで、それに代わる人が、じゃあ、どこにどういうふうが発生するんかっていうのは今想像し難いんで、その辺のコミュニティに対するアドバイスっていうんか、ここ担当が違うかもしれないけども、その辺も考えて明示してあげてほしいなというところで終わっときます。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 社会教育委員のイメージって様々な分野の方、様々な立場の方が社会教育について議論する場というふうに思っていました。ところが今のご説明、廃止する理由のご説明では、担当が広範囲にわたるから大変だから、大変かどうか分かりませんが、そういう複雑になるんで社会教育委員制度を廃止をして、個別分野ごとの審議会方式に変えるというようなご説明だったと思います。そうすると、専門家ばかりの方が集まって、同じ同種の分野の方ばかりが集まってタコつぼ型審議会のようなことになってしまうような懸念があると思うんです。社会教育委員っていうのはそうでなくて、例えば個別の計画に対して総合計画があるように、一般的に見てもらおうような立場の方が要るんじゃないかというふうに私としては思うんですけども、考え方が変わってきてそういうふうになったというふうなことだろうと思いますが、そもそも今回これを変えようとされたきっかけというんか、理由は一体何ですか。例えば審議会の運営が大変なのか委員を探すのが大変なのか、それとも本当に必要性がなくなったのか、そういう総合的な観点で意見を聞いたり立案される方の審議会が必要ないとは思えないんで、そこら辺のあたりご説明いただけますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 今回の廃止する条例

を提案したいきさつとといいます……。

○委員（松井 正志） 誰の案だって言ってもらったから、誰の指示か、それだけで。

○生涯学習課長（大岸 和義） もともとは平成29年4月、2017年4月に公民館が廃止されるということで、先ほど関貫委員もおっしゃってましたが、公民館事業への社会教育委員っていうのは、兼ね職として公民館運営審議会委員として社会教育委員、二足のわらじを履いていらっしやって、公民館事業についていろいろと助言、アドバイス等を行ってきました。そして2017年4月に向けて社会教育委員の在り方を内部でも、社会教育委員自らがいろいろと今後の豊岡の社会教育の在り方を検討する中で、一つは方向性としてはコミュニティ単位のそういった事業っていうのが、人づくり事業っていうのが行われるのが前提で、あと我々は何ができるだろうかというのをずっと議論されてきたんですけども、その中で3年、4年を議論に費やしてきたんですけども、やはり明確な答えが出てこなかったというのがきっかけです。それで自分たちの役割として、そして例えばいろんな大型プロジェクトについても市民の声というのは市民代表委員、利用者代表委員とかいう形で策定委員会の中で用意されるものですから、なかなか自分たちの活躍の場所っていうものはだんだんなくなってきたというようなことがきっかけで、この委員会については、先ほど申し上げたように、一定の役割は終えたものとして廃止したらどうかというようなことになっております。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ということは、社会教育委員の皆さんが自分たちの置かれている立場とか公民館運営審議会などと兼ねてるようなことも複雑さも含めて、さらには地域コミュニティなどの地域の状況が変わってきたことから、自ら必要性を感じられないというふうな判断されたということではないですか。一方、それに対して、市としては社会教育委員がこれまで持ってこられたような立場のそういう人たち、審議の場とか企画立案の場というのは、

市としては必要性は感じられなかったか、その2つだけ教えてください。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 先ほど申し上げたように、3年間、4年間の社会教育委員さんの内部議論の中で、明確な道筋が見えてこなかったという結論でございます。

それから、社会教育委員廃止後の社会教育の推進についての体制については、現在のところは具体的なプランというものは持ち合わせておりません。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） その辺りの議論はまず市のほうで十分やっていただきたいと思います。

もう一つだけ、当初予算に社会教育委員の報酬、費用弁償が出てましたけども、これは5月までの間に、じゃあ、あんたたちが仕事はなくなりますよということを説明する場ですか。どういう場を想定された予算措置でしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 今、松井委員おっしゃったように、5月末までの任期がございますので、その間に開催する会議等の報償費、必要な経費を予算化しております。

○委員（松井 正志） はい、いいです。

○委員長（上田 伴子） ほかありませんか。

○委員（伊藤 仁） よろしいか、1点。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 今回廃止するという事案だけでも、全国に設置されてると思うんだけども、他都市の動向等があればお聞かせください。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 兵庫県内で社会教育委員を設置していない市町は現在のところ2つございます。それから都道府県単位で設置していないという県が1つございます。隣になりますけど、大阪府では5つの市町が社会教育委員を設置していないというふうに伺っております。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 今お聞きしますと、ないほう

が少ないといひましようか、他都市はそういう必要性を感じて設置されてるんだろうし、当市は必要ないと判断をされたという理解でよろしいんですね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 先ほど来、申し上げます内部協議の中でも最終的にそういった形になりましたので、委員自らでご議論いただいた結果ということでご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 委員の皆様からそういったご発言があり、まとまったということによろしいんですね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 委員自らが発意があったということではなくて、一つの選択肢として提案した中での結論ということでご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） そうなりますと、委員の皆様にはご理解はただけて十分ご理解はいただけてるんだと。必要性についても市からの提案なりを受け入れていただけてるんだという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 委員の皆様にも本当に長い方もいらっしゃるって、10年以上携わっていただけてる方もいらっしゃるって、そういった方々にもいろいろとご相談する中で、最終的には社会教育委員会を去年暮れに開催いたしまして、状況の説明し、了承をいただけております。

○委員（伊藤 仁） よろしいです。

○委員長（上田 伴子） ほかはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ちょっと休憩を入れます。再開は50分。

午前10時41分 委員会休憩

午前10時50分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） それでは会議を再開いたします。

次に、第15号議案、豊岡市国民健康保険条例及び豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 151ページをご覧ください。第15号議案、豊岡市国民健康保険条例及び豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、当該法を引用して定義する新型コロナウイルス感染症の規定を改めるため所要の改正を行うものです。

内容につきましては、154ページの豊岡市の国民健康保険条例及び豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正内容として、豊岡市国民健康保険条例及び豊岡市国民健康保険税条例の新型コロナウイルス感染症に係る定義を改めることとします。

具体的な内容は155ページの豊岡市国民健康保険条例新旧対照表をご覧ください。現行において新型コロナウイルス感染症の定義を新型インフルエンザ等対策特別措置法から引用しておりましたが、今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律において、新型コロナウイルス感染症の定義が削除されました。したがって、改正後、（案）において、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に書き下ろす形に改正するもの

であります。

また、156ページの豊岡市国民健康保険税条例の新旧対照表についても同様であります。

再び154ページに戻っていただき、2の附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

青山委員、どうぞ。

○委員（青山 憲司） ちょっと1点だけ教えてください。今の改正案の中には今の中華人民共和国から世界保健機関に対してというふうにあるんですけど、人に伝播すると、伝染すると。今は変異株がいろいろあるんですけども、その変異株についての取扱いはどうなる。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 新型インフルエンザ特別措置法のほうにつきましては、今のところは何もこのようなことについては聞いておりませんので、これでさせていただきます。ただ、先ほどのものにつきましても、こちらのほう条例要綱につきましても、傷病手当金に関するものでありますので、最終的にはお医者さんの判断、医者の方のそれに基づいて出しますので、変異のほうになってもそれは該当するというふうを考えております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） いや、ここには明らかに中華人民共和国からというふうにあるんで、例えばブラジルだとか今、いろんなところが変異株が出てきてるんですけども、その取扱いについての記載がないということで、それは除外されるというふうに取っついていいのか、医者の方の判断ではちょっとできないというふうに思うんで、これは、今の法律に関することなんで。その辺り明らかな対応策というか、それはどうなっているのか。今、国のほうでそれは検討されてるのかどうか、その辺りいかがですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 国のほうから今何もそう

いう通知が届いておりません。今現在の国の法律にのっかってこれが変更されたということでありますので、今後そのような変更、また国のほうの法律とかありましたら、また条例改正があると思います。以上です。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） その辺り、もし情報があればまた教えていただけますか。これはこれとして、今のコロナウイルスの対策なんで問題ないと思いませんけども、よろしくをお願いします。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 関連して。感染症か、特別措置法の条項を引用してるからこうせざるを得ないんで、状況によっては専決してもらったらいいと思いますんで。柔軟に対応していただいたほうがいいと思います。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） ありがとうございます。そのように国のほうの法律がありましたら、またそのように対応させてもらいたいと思います。

○委員長（上田 伴子） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 異議なしと認めます。よって、第15号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、163ペ

ージをご覧ください。第17号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、第8期介護保険事業計画の期間であります令和3年度から令和5年度までの介護保険第1号被保険者の保険料率を定めようとするものです。

166ページの条例案要綱をご覧ください。まず、1の（1）は第3条関係で、令和3年度から令和5年度までの各段階の保険料額について、第7期同様に10段階区分とすること、基準となります第5段階の保険料額を現行の第7期と同額の年額7万3,800円、月額6,150円に据え置くことを基本としています。その上で、第7段階以下の所得段階区分と保険料負担割合のほうを国の基準に合わせること、また、第7段階以上の所得段階を区分する基準所得金額を国の見直しを参考に引き上げて所得金額に応じた負担割合の上昇を緩やかに改正しようとするものです。

具体的には、1点目のアは、第2段階の保険料負担割合を国基準に合わせて保険料の年額を3,690円引上げ、これに伴い保険料の減額賦課額のほうも同額を引き上げています。イは、第7段階の所得段階区分と保険料負担割合を国基準に合わせて保険料の年額を3,690円引上げ、同段階に区分します基準所得金額を20万円引き上げています。ウ、エは、第8段階、第9段階に区分する基準所得金額を国の見直しを参考にそれぞれ10万円を引き上げております。（2）は、附則第5条関係で、新型コロナウイルス感染症に係る定義を改めるものです。

2の附則では、施行期日を令和3年4月1日とし、改正後の条例の規定は令和3年度以降の保険料率から適用することとしています。

なお、附則第5条の定義の改正につきましては、公布の日から施行することとしています。

167ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

続きまして、171ページをご覧ください。第18号議案、豊岡市指定地域密着型サービス及び指定

地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

174ページの条例案要綱をご覧ください。改正の内容は、第2条及び第5条関係で、条例で引用しています厚生労働省令、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴いまして、介護事業者の提供するサービスの評価に関する読替えの規定を改正するものです。

具体的には、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のいわゆる認知症対応グループホームの事業所において、サービスの質の確保から県が認定いたしました評価機関が行う外部評価と利用者や地域住民代表者の方が出席して活動状況等を評価します運営推進委員会の双方で第三者による外部評価が行われているものを業務改善の観点から、事務所が当該運営推進会議と外部評価による評価にいずれかどちらかで第三者による外部評価を1年に1回以上受けることとする基準に見直しをするものです。また、この認知症対応型共同生活介護以外の地域密着型サービスの分につきましても整合を図るため、評価を1年に1回行うとしているものを1回以上とするものです。

附則でこの条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

なお、175ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご覧ください。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第17号議案及び第18号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第17号議案及び第18号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 議案書の409ページをご覧ください。第29号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,106万6,000円を減額し、予算の総額を88億4,876万1,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細でご説明いたします。422ページをご覧ください。まず、歳出ですが、減額補正につきましては、決算見込みによる不用額の減額ですので、主なもののみ説明をいたします。

2つ目の表、保険給付費の負担金、補助及び交付金1億円の減額は、コロナウイルス感染症拡大により受診控え等もあり、医療費の伸びが当初の見込みよりも減少したことによるものです。

また、3つ目の表から次のページ、424ページの2つ目の表までの国民健康保険事業納付金につきましては、歳入の県支出金等の減額による財源更正であります。

次に、426ページをご覧ください。真ん中の表の基金積立金1,095万3,000円の減額は、財源調整によるものです。

その下、諸支出金のうち一般被保険者保険税還付金600万円と退職被保険者保険税還付金50万円の減額は、新型コロナウイルスの影響による国保税減免に係る過年度分の見込額を確定したとことによるもの、またその下の償還金1,800万円の増額は、保険給付費等交付金を県に返還するものです。

次に、428ページをご覧ください。繰出金23

2万3,000円の増額は、資母診療所の赤字補填に係るものであります。

続きまして、418ページをご覧ください。歳入です。国民健康保険税合計の6,773万2,000円の増額は、収納率のアップ等を見込んだものと新型コロナウイルスの影響による国保税減免に係る現年課税分の見込額等が確定したものであるものです。

その下、国庫支出金、災害臨時特例補助金2,068万5,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響による国保税減免に係る現年課税分の見込額が確定したこと、その下の県支出金1億7,737万6,000円の減額は、歳出で説明しました保険給付費の減額に伴う交付金の1億円の減額、また特別交付金は新型コロナウイルスの影響による国保税減免に係る現年課税分の見込みが確定したことによる県見込額の減額によるものです。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） せっかくの機会ですので、今回、最終補正ということですので、今年1年間はいろんな事業やいろんな生活が新型コロナウイルスで影響受けました。国保事業を総括して収入の面とか医療費の面とか、そういう面で新型コロナウイルスの影響が豊岡市の会計というか、国保にどのような影響を与えたかという、簡単でいいですんで、総括的に教えていただけますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） まず、国保に関しますと、豊岡市の国保の伸びというのは令和元年に比べ令和2年は4%の伸びというふうに見込んでおりました。しかし、コロナウイルスの関係上、実際は1人当たりの医療費は0.5%の減になっております。ほとんど伸びておりません。したがって、国民健康保険の加入者は毎年減ります。今年度も300人程度減りますので、それに基づきまして医療費総額は減額になるというものであります。ただし1人

当たりの医療費というのはほとんど変わっていないと。むしろ国保のコロナウイルスの関係上、もっと減るのかなと思いましたが、思った以上に減っていないというものがああります。

また、2号繰入金、県の補助金になりますが、これは兵庫県も同じですが、やはりなかなか財政的に難しい、低いというもので、当初、県全体で88億円というふうには予算化がしておりましたが、最終には83億円というふうになりましたので、割合としても豊岡市のほうは当初の見込みよりも減額になっているというものであります。ですので、歳出は思ったより減っていない、1人あたりのは減っていない。歳入のほうが少ないと、これが令和3年度にもまた同じようなことが考えられると思っております。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 医療費で見込みよりも減ったと、さらに前年度よりも減ったということなんですけども、その理由というのは受診の回数が減ったのか、それとも医療費単価のようなものが減ったのか、何かほかの要因があったのか、何か分析されとったら教えてください。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） まず、先ほど思ったより伸びが少なかったということですので、ただ個々の加入者が減っていますので総額はやはり下がっておるということです。ただし分析をしますと、1件当たり、本当に病院に通つとられる方のみを見ますと、1件当たりの医療費は昨年よりも増加しているということでありまして。例えば外来でありますと約1%ですが伸びているというものでありますので、本当に必要な方が通っておられるということでありまして、やはり医療費としては高くなっているということでありまして。

説明は以上です。

○委員（松井 正志） 分かりました。

○委員長（上田 伴子） ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、433ページをご覧ください。第30号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ249万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ8,553万8,000円とするものです。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、446、447ページをご覧ください。まず、歳出ですが、総務費、医業費ともに決算見込みから減額するものです。

戻っていただいて442、443ページをご覧ください。歳入ですが、これも決算見込みから診療収入などを減額しています。

次のページをお願いします。繰入金になりますが、一般会計と国保事業特別会計からの繰入金を増額しています。

次の諸収入と県支出金ですが、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について、それと新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金については、予算科目を組み替えています。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第31号議案、令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 451ページをご覧ください。第31号議案、令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ678万8,000円を追加し、予算の総額を13億1,909万8,000円とするものです。

主な内容につきましては、事項別明細でご説明いたします。462ページをご覧ください。歳出ですが、総務費の減額は人件費に係るもの、その下の後期高齢者医療広域連合納付金681万円の増額は、保険料等の決算見込みによるものであります。

1ページ戻っていただきまして、460ページをご覧ください。歳入の内訳ですが、保険料の合計1,450万8,000円の増額、その下の繰入金の合計777万円の減額、その下の諸収入延滞金5万円の増額は、いずれも決算見込みによるものです。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第32号議案、令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、467ページをご覧ください。第32号議案、令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,627万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ103億594万3,000円とするものです。

主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたしますので、482ページをご覧ください。まず、歳出ですが、上段と中段の総務費の減額につきましては、中段太枠の下から3行目、手数料についてです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る臨時的措置で要介護認定の有効期間の合算延長を可能にしたことによりまして、医師、ドクターの意見書の作成手数料のほうに不用額が発生しましたので、その相当額を減額するほか、人件費などの実績見込みにより減額するものです。

次に、下段太枠から次ページにかけての保険給付費の減額ですけれども、482ページの居宅介護サービス給付費及び484ページの地域密着型介護サービス給付費につきましては、施設基盤整備の影響による不用額を減額し、その下の施設介護サービス給付費につきましては、介護老人保健施設の給付費が不足見込みでありますために増額をするもの

です。

488ページ中段からの地域支援事業費の増額につきましては、489ページ、2枠目1行目と4行目になります。予防給付基準の訪問介護と通所介護の事業費については、いずれも利用者が増えたことに伴いまして増額をするものです。

また、その下、支え合い通所介護事業費及び支え合い生活支援サービス事業費は、ともに拠点箇所数を増やす計画でございましたが、予定箇所数に到達しませんでした。このことに加えまして、新型コロナウイルス感染症の関係による休業要請と自粛の影響のほうから利用者が少なくなったため減額するものです。

このほか、各種事業費等につきまして、実績見込みにより増額、減額をしております。

また、補正額のない各種サービス給付費等につきましては、国県等の内示額によりまして、財源更正を行おうとするものです。

戻っていただきまして、476ページをお願いします。歳入ですが、このページの保険料、国庫支出金、支払基金交付金から478ページの県支出金、繰入金で、次のページで480ページの諸収入までの増減額につきましては、いずれも実績見込みによるものです。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（松井 正志） 1つ。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 介護保険会計もコロナの影響を受けて減額補正等もあるんですけども、その中で介護認定審査についてコロナの影響で実施しなくても何か手続きができるということの措置があったと思うんですけども、今年限りということだったと思うんですけども、今の状況でこのような状況続くとか来年も同じようなことになるのか、いやいやそうじゃなくて、やはりこの措置は1年限りで来年は元に戻るのかということが一つ教えてほしいことと、もう1点、この措置は市単独なのか国全体なのか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） 継続の認定の方につきましては、先ほど委員さんのほうが言われたように、そういう制度があります。それは国の通知に基づきましてやっているもので、来年度といいますか、1年経過後もするのはするんですが、実は前回継続で認定を受けた、合算期間を設けられた方につきましては、身体状況等が同じかどうかというところが判断できませんので、正しい診断をするために審査という判定を受け直してもらいます。ですので、2年連続は無理、ないということでございます。以上です。

○委員（松井 正志） いいです、分かりました。

○委員長（上田 伴子） ほかありませんか。

では、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第33号議案、令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。当局の説明を求めます。

どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、497ページをご覧ください。第33号議案、令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,216万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億9,856万円とするもので、第2条で、地方債を補正しています。

次に、500ページをご覧ください。地方債補正になります。診療所整備事業費で40万円を減額し、借入限度額を450万円とするものです。

補正内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、518、519ページをお願いします。まず、歳出ですが、このページの休日急病診療所費から523ページの但東歯科診療所費までそれぞれ決算見込みによりまして主に人件費及び医業費の減額を行うものです。

戻っていただきまして、506、507ページをお願いします。歳入ですが、休日急病診療所から但東歯科診療所までの共通事項として、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金と新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金については、予算科目を諸収入から県支出金に組み替えています。

補正の主なものは、豊岡休日急病診療所から高橋診療所については診療収入を減額し、一般会計繰入金を増額しています。但東歯科診療所については診療収入を増額し、一般会計繰入金を減額しています。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前11時24分 委員会休憩

午前11時24分 分科会開会

○分科会長（上田 伴子） ただいまより文教民生分科会を開会いたします。

まず、報告第1号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第3号、令和2年度豊岡市

一般会計補正予算（第22号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入の順に一気に説明をお願いします。説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は説明が終わった後に一括して行います。

それでは、順次、説明をお願いします。

どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） まずは歳出から説明させていただきます。45ページをお願いいたします。1 枠目、下から3行目にあります感染症対策事業費です。感染症予防力向上事業補助金についてですが、10月末で申請受付を終えておりましたが、12月に事業の追加実施を行い、予算については予備費等、現計予算で対応しておりましたが、申請が多くあったことや前回の駆け込み申請の状況による見込みを立てまして、増額での予算を計上し、専決とさせていただきます。

市民生活部は以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、45ページをご覧ください。歳出の説明を行います。今回の専決は新型コロナウイルスワクチンの承認と確保ができた場合に早期に接種が開始できるよう、準備をあらかじめ進めるため行ったものです。45ページの人件費と予防接種事業費が健康増進課分になります。

人件費の主なものは、集団接種会場などで従事していただく事務員と看護師さんの分になります。

次に、予防接種事業費の主なものは、接種券の郵送料、コールセンター業務の委託、予防接種台帳を兼ねている健康管理システムの改修、予防接種記録のデータパンチ入力業務委託、集団接種会場での事業用備品や消耗品の購入になります。

次に、43ページをご覧ください。歳入になります。上から1つ目、それから2つ目の枠については、ワクチン接種に係る国庫支出金になります。

一番下の雑入ですが、これは豊岡市に住民票がない方で豊岡市で接種された場合、他市町からのその

金額が入ってくる項目になります。

次に、36ページをお願いします。繰越明許になります。今年度執行予定分以外は繰り越すことしております。

説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、専決第3号は、承認すべきものと決定しました。

次に、第28号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第25号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、所管に係る歳出、続いて歳入、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の順で一気に説明をお願いします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

質疑は、説明の後、一括して行いたいと思います。

まず、地域コミュニティ振興部からお願いします。どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 令和2年度一般会計補正予算（第25号）に計上しております生涯学習課所管の歳出予算につきましては、全て実績見込みに伴う不用額の減額ですので、省略させていただいて、歳入から説明をさせていただきたいと思います。

資料は291ページをご覧ください。説明欄の一番下の枠でございます。社会資本整備総合交付金920万円につきましては、植村直己冒険館の改修事業に伴います交付金が確定したことに伴います増額でございます。

続いて、307ページをお願いいたします。説明欄の中ほどの社会教育施設整備事業債のうち、植村

直己冒険館分920万円の減額は、先ほどの社会資本整備交付金が増額されたものに伴いまして減額しようとするものです。

それから、資料は271ページをご覧ください。繰越明許費補正について説明いたします。上の枠の下のほう、5社会教育費です。生涯学習サロン整備事業費につきましては、整備工事費、工事管理費など9,386万4,000円を、さらにその下、植村直己冒険館機能強化事業につきましては、設計建設モニタリング業務458万4,000円を次年度に繰り越そうとするものです。

1枚めくっていただきまして、債務負担行為補正について説明いたします。下の枠の変更の1つ目でございますけれども、子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費、こちらの限度額を701万8,000円に変更しております。

さらに、1枚めくっていただいて、274ページをお願いします。こちらの表の下のほうです。社会教育施設整備事業費でございますけれども、こちらのほう植村直己冒険館に係ります起債の限度額を3億8,380万円に、それから生涯学習サロンに係ります限度額を1億6,540万円に変更しようとするものです。

生涯学習課の説明は以上です。

○分科会長(上田 伴子) どうぞ。

○文化振興課長(米田 紀子) それでは、文化振興課所管の歳出予算について説明いたします。321ページをお願いいたします。下から2つ目の文化芸術創造交流事業費、それから381ページから383ページの各事業につきましては、いずれの事業も完了または決算見込みによる不用額の減額を行っております。

歳入につきましてもそれぞれ決算見込みによる減額を行っております。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。272ページをお願いいたします。一番下でございますが、市民会館自主事業のところですが、これは令和3年度の予算額に合わせて減額を行っております。

続いて、文化財室から説明をいたします。

○分科会長(上田 伴子) どうぞ。

○文化振興課参事(橋本 明宏) 文化財室からは、歴史博物館の空調改修工事完了に伴う精算についてご説明いたします。

歳出では383ページをご覧ください。上から9行目になります。歴史博物館管理費の整備工事費を1,695万8,000円減額しております。これは予算要求時の8月時点では、新型コロナウイルス対策として空調機器の需要急増による価格高騰を見込んでいたのですが、その後、通常どおりの価格で納品いただけただけのため、その差額を減額するものです。

対しまして歳入では257ページをお願いします。説明欄の上から3つ目でございます。地方創生臨時交付金で全体では増額補正となっておりますが、このうち歳出と同額を減額しております。

文化財室、文化振興課からは以上です。

○分科会長(上田 伴子) どうぞ。

○新文化会館整備推進室長(櫻田 務) 381ページをご覧ください。下から2つ目のますでございます。新文化会館整備事業費につきましては、歳出につきましては実績見込みによる不用額の減額ということになります。

続きまして、歳入でございます。301ページの一番上をご覧ください。公共施設整備基金繰入金でございます。こちらにつきましても実績見込みによる減額補正となります。

続きまして、307ページをご覧ください。市債でございます。上から3つ目の枠の社会教育施設整備事業債、公適債のことでございます。下から2つ目の新文化会館、こちらにつきましても、実績見込みによる不用額の減額補正となります。

最後に、274ページをご覧ください。地方債でございます。274ページの下から2つ目、1,510万円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長(上田 伴子) どうぞ。

○スポーツ振興課長(池内 章彦) 385ページを

お願いします。主なものを説明します。上から8行目の生涯スポーツ振興事業費の補助金、日本女子ソフトボールリーグ豊岡大会実行委員会補助金の減額ですけれども、昨年9月12日、13日に、第53回大会が但馬ドームで開催をされましたが、無観客で開催をされたこと、それから大会開催経費を日本ソフトボール協会が負担することとなったことから、補助金全額を支出しなかったための減額です。

続きまして、ボート推進事業費の負担金ですけれども、事業の中止により、ボート所在市町村協議会の負担金が22万円から4万4,000円に減額をされた関係の減額補正をしております。

それから、オリンピック・パラリンピック推進事業費では、ボート日本代表合宿や海外遠征の中止に伴う減額をしております。

続きまして、歳入です。

303ページをお願いします。下から19行目の建物共済負担金ですが、令和元年度に発生をいたしました中竹野ふるさと館バスケットゴール電動部分の落雷による故障修繕に係る共済負担金の収入です。

下から12行目、事業協賛金、オリンピック・パラリンピックの増額ですけれども、オリンピック聖火リレーのスポンサーであるコカ・コーラボトラーズのオリンピック応援自動販売機の設置した売上協賛金の収入になります。

一番下、返納金です。スポーツクラブ21ひょうご豊岡市推進委員会補助金返納金ですけれども、令和元年度の決算において、補助金よりも支出が少なく、会計を精査して返納したものです。

続きまして、275ページをお願いします。地方債補正です。保健体育施設整備事業費のうち、城崎ボートセンター、このとりスタジアム、スポーツトラクターにつきましては、事業費見込みによる補正です。

説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 最初に、歳出です。減額補正につきましては、決算見込みによる不用額を減額するものですので、主なものを説明します。

議案書の329ページをご覧ください。一番上の表の真ん中辺り、戸籍住民基本台帳事務費782万7,000円の増ですが、下から4行上の業務委託料の住民基本台帳システム等改修業務399万3,000円の増は、12月補正において承認いただきました住基台帳システム改修費、全額国庫補助であります。当初は3年度に引き続きシステム改修を実施する予定でありましたが、当初予算で計上する予定でありましたが、国から2年度事業において申請するよう連絡があり、補助金決定をいただきましたので、今回補正予算において計上するものであります。

また、一番下の行の庁用備品443万3,000円の増につきましては、国の令和2年度第3次補正予算において、マイナンバーカードの普及事業を実施する中で、地方公共団体からの要望を踏まえ、必要経費の補助対象が今回追加されました。追加された項目の中から本市が必要なものとして、マイナンバーカードの申請が増加する中、既存の保管庫ではカードの保管の対応ができなくなったため、新たに保管庫を購入いたします。また、転入、転居、婚姻等により氏名や住所の変更の際に、マイナンバーカードの記載事項も変更しなければなりません。そのため、本庁、振興局を含め、記載事項の変更専用のプリンターを購入いたします。全額国庫補助であります。

次に、333ページをご覧ください。表の5枠目、乳幼児等医療費助成事業費2,650万円の減、その3行下、高齢重度障害者医療費助成事業費100万円の減、その2行下、子ども医療費助成事業費520万円の減は、決算見込みによるものであります。助成金が大幅に減額となっておりますが、今年度はコロナウイルス感染症拡大防止による受診控えによるものであります。

次に、337ページをご覧ください。上から7行目、児童手当給付事業費3,711万5,000円の減は、今年度の児童手当の給付実績に基づき減額をするものです。

次に、341ページをご覧ください。一番上の表

の上から3行目、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費562万8,000円の減は、支給額が確定しましたので、不用額を減額するものです。

歳出は以上です。

続きまして、歳入です。

289ページをご覧ください。3つ目の表の1枠目の上から1行目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金399万3,000円の増、その3行目、個人番号カード交付事務費補助金443万3,000円の増については、歳出で説明しましたシステム改修費及び保管庫、プリンターの購入費の国からの補助金で、全額国庫補助であります。それ以外は、歳出減額に伴う国庫歳入の減額ですので、省略をさせていただきます。

最後に、繰越明許費補正です。

270ページをご覧ください。上から6行目の戸籍住民基本台帳事務費842万6,000円ですが、内訳としましては、329ページの歳出で説明しました住基台帳システム改修費399万3,000円とマイナンバーカードの保管庫及びプリンター購入費の443万3,000円です。国庫補助の関係により予算を繰り越し、3年度に実施します。

市民課からは以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） はじめに、歳出を説明させていただきます。

315ページをお願いいたします。上から3枠目の8行目、ごみの減量・資源化対策事業費につきまして、手数料は指定ごみ袋等の販売枚数が減ったため、その販売手数料を減額しております。その他につきましては、決算見込みにより減額しております。

次に、319ページをお願いいたします。一番下の枠、防犯対策事業費です。このうち防犯灯整備費の補助金は、見込んでいたほどの申請がなく、それによります支出がなかったため、減額するものです。その他の項目につきましても、決算見込みによる減額です。

次に、345ページをお願いします。一番下の枠、2行目、塵芥処理事業費です。主なものは、上から

4行目、北但行政事務組合への負担金を879万8,000円減額しております。これは、ごみ処理手数料と電力売払い収入の増などによりまして、使用負担金が減額されたことによるものです。その他の歳出補正の事業につきましては、全て決算見込みにより減額補正するものです。

次に、歳出の説明をいたします。

289ページをお願いいたします。1枠目、2行目の衛生手数料のごみ処理手数料です。これは、指定ごみ袋の販売枚数が減少したため、1,510万5,000円減額するものです。その下のし尿処理手数料は決算見込みによる減額です。

次に、303ページをお願いいたします。枠の中段辺りの事業負担金です。北但行政事務組合から頂く豊岡最終処分場負担金は、決算見込みにより減額しております。

次は、債務負担行為補正です。

272ページをお願いいたします。上から3枠目の変更分をご覧ください。2つ目のごみ収集運搬業務、3つ目の豊岡最終処分場運転維持管理業務及び4つ目の豊岡第2清掃センター運転維持管理業務の債務負担行為の変更です。それぞれ入札により額が確定したことによる限度額の変更です。

市民生活部の説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、331ページをご覧ください。補正額の大きい事業を中心に説明をいたします。331ページ、下から6行目の特別障害者手当等運営対策事業費とその下の民生委員児童委員活動事業費についてでございます。いずれも実績見込みによります不用額の減額でございます。

続きまして、333ページをご覧ください。3枠目の上から4行目、知的障害者福祉事業費でございます。主なものとして、手数料30万3,000円につきましては、日高共同作業所の建て替えに伴い市有地の売却のため、鑑定料として計上していましたが、貸付変更となったため、不用額として減額するものでございます。

次に、強度行動障害地域生活支援事業負担金320万6,000円についてです。事業利用者がなく、利用見込みがないため、減額するものでございます。

次に、下から11行目辺りの障害者（児）自立支援給付事業費についてです。これにつきましては、まず、手数料については、下にあります障害福祉サービス費の増額に伴い給付費請求事務手数料を増額するものです。

次に、障害福祉サービス費につきましては、利用者数及び利用時間数の増加により増額補正をするものでございます。

その下の障害者（児）医療給付事業費と一番下の住居確保給付金支援事業費についてですが、これは実績見込みによる不用額の減額でございます。

続きまして、337ページ、上から2行目、児童扶養手当給付事業費と、それから真ん中より少し下辺りのひとり親世帯等臨時特別給付金支給事業費でございます。いずれも実績見込みによる不用額の減額でございます。

歳出は以上でございますが、歳入につきましては、歳出補正に伴って国県補助金等の額を補正するものでありますので、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、270ページ、繰越明許費の補正でございます。上から3枠目の3の民生費、社会福祉費の福祉事務所費174万9,000円でございます。これは障害福祉サービスと報酬改定への対応のために必要な障害福祉総合システムの改修を行うものでございますが、これは、本年度内での作業が完了しないために、2021年度に繰越しを行うものでございます。

社会福祉課からは以上でございます。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○高年介護課参事（武田 満之） 高年介護課におきましても、年度内における事業が完了したもの、補助金等の支払い額が確定したものや決算見込みによる補正をしております。

まず、歳出からです。

335ページ、説明欄の10行目以降をご覧ください。

さい。老人クラブ活動事業費から老人保護措置費までの事業につきましては、申請件数等の減少または増加による実績見込みから、減額または増額補正を行っております。

住宅改造費助成事業につきましては、年度当初、補助件数を46件程度見込んでおりましたけれども、実績のほうが半分の23件となる見込みであるため、537万9,000円を減額しております。

また、老人保護措置費につきましては、当初予算時におきましては月平均92名の入所措置者としておりましたけれども、現在、入所者数が81名となっておりますので、実績を踏まえまして2,701万4,000円の減額としております。

次に、歳入です。

歳出で説明しました事業につきましては、国県補助金のあるものにつきましては、実績の見込みや補助交付決定額によりまして、その補助金も減額しておりますので、説明のほう、省略させていただきます。以上でございます。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、343ページをお願いします。一番上の枠、総合健康ゾーン健康増進施設管理費から3つ目の枠の予防接種事業費まで、全ての事業について決算見込みにより減額するものです。そのうち、一番上の総合健康ゾーン健康増進施設管理費の光熱水費の減額については、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言による休館や時短営業、それから感染予防のため人数制限等を行った影響によるものと考えています。

そこから14行下の健康診査事業費の減額ですが、主にすこやか市民健診について、新型コロナウイルス感染予防に対応するため、健診人数や健診項目の制限、また、日程変更が実施できなかったということが影響しているものと考えております。

次の枠の予防接種事業費は、定期接種の対象者が全体的に少なかったことや風疹の予防接種について想定より少なかったため、ワクチン代、それから委託料について減額しております。

次に、345ページをお願いします。上から3枠

目の公立豊岡病院組合負担金の増額ですが、公営企業繰り出し基準で使用しています単価、それから特別交付税の取扱いについて協議を行いまして、補正で増額するものです。繰り出し基準で使用している単価については、従前は1年前の単価、今年度でいえば令和元年度の単価で計算したものを当該年度、令和2年度の負担金としていましたが、それを令和2年度の単価に置き換えて計算し直すということにしました。

また、特別交付税につきましては、令和2年度の当初予算時点では見込んでいなかったものについて、豊岡病院のほうの申請によりまして、令和2年度に、計算上ではありますが、市に新規に算入されることになったものについて負担金として出すように変更しております。

なお、病院に係る普通交付税は減額となっており、その分は差し引きして、結果として増額補正を行うものです。

歳出は以上です。

続きまして、歳入ですが、先ほどの減額に伴って国県補助金を減額、それから健診の自己負担分が減額になっております。

次に、272ページをお願いします。債務負担行為の補正ですが、総合健康ゾーン整備運営事業について、物価指数の変動によりまして、サービス対価の増額がありましたので、増額するものです。

健康福祉部は以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 373ページをご覧ください。中段辺りになります。小学校管理費の学校施設管理費の減でございます。1,000万円余り減額しておりますけれども、これは、小学校のプールが中止になったということで大きく減額しております。そのほかの歳出につきましては、事業の精算等による減額となっております。

次に、歳入です。

291ページをご覧ください。下から3枠目の2行目です。学校施設環境改善交付金、これにつきましては、小学校のエアコン、理科室、それから音楽

室のエアコンを整備するというものでございます。豊岡小学校、八条小学校、五荘小学校について、当初、地方税臨時交付金10分の10を使うことにしておりましたすけれども、大規模な工事箇所があるために年度内に工期が終わらないということがあって、地方創生臨時交付金が使えないということから、この3分の1の交付金に組替えを行ったということでございます。

それから、293ページの上に、学校施設環境改善交付金、こちらも学校給食センター、豊岡、日高の空調の整備を行う予定しておりました。これも、先ほど同様、地方創生の10分の10から3分の1に組替えを行ったというものでございます。

それから、次に、305ページをお願いします。一番下の枠になりますけれども、先ほど申しました地方創生から3分の1の交付金に替えたことによって、負担が増えてきます。地方債も活用しております。八条、五荘と、翌ページ、それから豊岡小学校、上から4行目でございます。

続きまして、その下から2つ目の枠に、豊岡学校給食センター、日高の給食センターでございます。こちらも、組替えによる事業債を増やしたということでございます。

それから、次に、繰越明許になります。

271ページをご覧ください。ちょっと真ん中辺りに、小学校費、学校施設管理費がございます。こちらは、小学校にPa dを入れておりますのですが、追加で1年生から3年生までの端末を増やしたということと、それから中学校で使っておりましたi Pa dを小学校に回して、中学校にはCh r o m e b o o kというものを整備する予定にしておりましたが、納期が少し遅れたために、設定に期間を要するということから、新年度の中で設定をするというものでございますし、その下の学校施設整備事業につきましてはの部分と中学校の部分ですけれども、これは、先ほど申しましたエアコンの整備を春休み中心にやるということから、年度内に納まらないための繰越しになっています。

それから、3つ下の保健体育費の給食センター管

理費につきましても、豊岡と日高のエアコンの整備ということでございます。

最後の地方債の補正でございますが、先ほど歳入で申しました部分と重複しますので、省略させていただきます。

説明は以上になります。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） それでは、371ページをご覧ください。371ページの下から2枠目の一番下になりますが、感染症対策事業費331万円計上しておりますが、これは、国の3次補正を受けて計上させていただいております。内容としましては、手袋やマスク、消毒液など衛生消耗品を購入するものとさせていただいております。そのほかにつきましては、コロナウイルス感染症による影響で事業が実施できなかったものも含めて、全て不用額精査による減額なので、省略させていただきます。

歳入につきましても、全て歳出の減額に伴うものとなっておりますので、省略をさせていただきます。

271ページをご覧ください。繰越明許費補正を説明します。

271ページの中ほどになりますが、教育費、教育総務費の感染症対策事業費331万円計上しております。これは、先ほど説明をさせていただきました国の3次補正に係るものを次年度に繰り越すものとなっております。

説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○こども育成課長（木下 直樹） それでは、313ページ、お願いいたします。上から4行目になります市債管理基金積立金です。こども育成課分は4,427万1,000円でございます。子育て支援総合拠点等整備事業の財源の一部である合併特例債のほうの償還財源に充てるために積み立てるものがございます。

次に、327ページをお願いいたします。上から3行目でございます。ファミリーサポートセンター事業費でございますけれども、こちらのほうは、オンライン会議でありますとか研修用のタブレットP

Cを導入するもので、ビデオ通話によります会員の活動支援などにも活用する予定にしております。

それから、次に、337ページ、お願いします。2枠目になります。4行目、放課後児童健全育成事業費でございます。こちらのほうは、放課後児童クラブにおけますICT環境の整備で、タブレットPC、それからプリンターを導入し、児童の出欠の把握でありますとか、また、利用自粛等によります使用料の日割計算等、迅速な事務処理を行うこと、それから指導員の事務の効率化を図るために導入しようとするものでございます。

次に、377ページをお願いします。幼稚園運営事業費でございます。その中の一番下でございます。管外幼稚園ですけれども、こちらのほうは、管外の幼稚園に入園する園児の実績見込みによります委託金の負担金の増額でございます。2人分でございます。そのほかの歳出経費につきましては、決算見込みによります不用額の減額でございます。

次に、歳入のほうでございます。291ページ、お願いいたします。2枠目でございます。3行目から下3行目までがこども育成課でございます。こちらのほうは、国の最終の交付申請額と予算額との差額を補正させていただくものでございます。そのほかの歳入経費につきましては、実績見込額によります増減でございます。

次に、270ページをお願いします。繰越明許費でございます。5つ目のファミリーサポートセンター事業、それからその3つ下の放課後児童健全育成事業、こちらのほうがこども育成課分でございます。歳出で説明しましたそれぞれのICT環境整備等の経費全額を2021年度に繰り越すものでございます。

こども育成課、それから全部の予算の説明は以上でございます。

○分科会長（上田 伴子） それでは、説明は終わりました。

暫時休憩します。

午後0時03分 分科会休憩

午後1時03分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、（2）請願・陳情の審査に入ります。

陳情第1号、健康福祉センターと条例に関する陳情書を議題といたします。

事務局より請願・陳情文書表の朗読をお願いします。

○事務局主幹（木山 敦子） 請願・陳情文書表、お手元開いてますでしょうか。

受理番号、陳情第1号。件名、健康福祉センターと条例に関する陳情書。受理年月日、令和3年3月4日。

要旨。陳情理由。昨年、令和2年10月、豊岡市当局より豊岡福祉センター利用団体に対し、豊岡健康福祉センターの廃止と豊岡市福祉センター条例の計画説明会があり、驚天動地の事態に直面した。その後、利用団体は、それぞれ対策を話し合い、利用団体が団結して事態に対処することを申し合わせ、市長への質問も共同して行い、回答を検討する中で、豊岡健康福祉センターを守る会を結成し、豊岡市長と豊岡市議会に対し陳情を行うことを決めた。まず、陳情の理由を述べ、賢察を願う。

豊岡健康福祉センター（通称・福祉会館）は、1982年（昭和57年）、更明会（障害者団体）、婦人共励会（母子家庭団体）、老人会、傷痍軍人会等、多くの市民の要望で建設された。近年は耐震工事も終わり、あと40年は安全に使用できる立派な建築物でもある。これを2025年に市民会館とともに取り壊し、廃止することは全くもったいなく、先達の苦労を無にするものである。

豊岡健康福祉センターには、現在、社会福祉協議会、障害者団体、障害者作業所、子育て支援団体、保護司会、国際交流協会等、多面的に福祉活動の拠点となっている。この団体のよりどころを奪うことは、様々な社会福祉の要望に逆行することである。

また、現センター会館を行政財産から普通財産に移管するとの計画も示されたが、これによって使用料金等が激増し、現在の利用団体の活動が極めて困

難なことになることは目に見えている。

豊岡、城崎、竹野、日高、出石、但東の健康福祉センターはますます大事である。

条例廃止は、地域の福祉活動の拠点の役割になってきた健康福祉センターをなくしてしまう。市民が献身的、自発的に社会福祉活動を進めることは、豊岡市や国県が大いに奨励すべきことではないか。条例廃止ではなく、条例を充実し、財政的にも保障を改善することを要望する。

陳情事項。次の事項について、豊岡市議会の総意としての決議を求める。

1、豊岡市健康福祉センター条例を廃止せず、充実する。

2、豊岡健康福祉センター（通称・福祉会館）を廃止せず、福祉の拠点として充実する。

提出者、豊岡市城南町23の6、特定非営利活動法人燦々事務所気付、豊岡市健康福祉センターを守る会代表、吉岡賢治。

付託委員会、文教民生委員会。以上でございます。

○委員長（上田 伴子） では、この件につきまして、当局から意見、説明等がありますか。

どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、事前にお配りさせていただいております「豊岡市立健康福祉センターのあり方について」というこの資料に基づいて、この方向性の考え方であるとか、あと対応の仕方、これについて少しお時間を頂戴して、説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

この資料につきましては、昨年の10月の28日に入居者団体への説明を行った際の資料に、若干、一部内容変更して作成したものでございます。

それでは、まず、下の部分でございます。そもそも2015年度に、公共施設マネジメント基本方針というものが策定されました。これが大前提になっております。この中で、①番と④番にありますように、本市の保有する公共施設は、昭和50年代後半からその多くが整備されて、既に老朽化施設も存在しているということ、④として、そういうことも

踏まえながら、特に旧市町時代に整備された用途や目的重複施設が多数存在して、在り方の見直しが必要だというふうに盛り込まれたところでございます。

次のページ、2ページの上のシートで、保有量が多く老朽化する施設とあります。現在、市内には574施設がございます。総延べ床面積が48.7万平米ということで、市民1人当たりになりますと5.6平米でございます。類似都市と比較したときに、類似都市の1人当たりの面積が3.48平米でございますので、豊岡市の場合はその1.6倍というような状況になっているということです。

次に、下のシートで、この施設をそのまま維持・更新する費用を試算されています。すると、今後40年間で総額1,828億円、年換算に直しますと年平均で約46億円が必要になってくるということで、この46億円については市の一般財源の10%相当に当たるということでございます。

続いて、3ページです。上の表で、この施設の更新に必要な46億円でございますけれども、充当できます経費が年間21.2億円程度であるというようなことから、これを解消するためには、まず、長寿命化が必要だと。それとあわせて、この40年間で公共施設の延べ床面積を34%削減しなければ達成できないというふうな結論になっております。

そんな中で、一方、各健康福祉センターの概要ということで、下の表でございますけれども、こちらのほうに、7つのセンターの概略を表に載っております。管理形態は指定管理になっておりまして、一番古いもので豊岡健康福祉センターが昭和57年、築38年経過しております。あと、城崎や日高健康、出石、こちらのほうについては、平成の5年、6年、7年当時に建築されたものでございます。比較的新しいのが、竹野が平成16年、但東が平成15年、日高東部健康福祉センターは平成17年というような状況になっております。構造については、RCかSRC、鉄筋コンクリート造か鉄骨鉄筋コンクリート造になっております。耐震性のほうについては、どれも耐震性の基準を満たしていたりとか耐震補

強等を行っている物件でございます。指定管理期間については、豊岡健康福祉センターと竹野健康福祉センターが2023年の3月末、それ以外のセンターについては2022年の3月末に到来します。

続きまして、4ページ、各健康福祉センターの方向性について説明をさせていただきます。

まず、健康福祉センターとしての使用は廃止するというふうに結論づけております。これは、(1)にありますように、設管条例がありますけれども、この設管条例を廃止するという、それから2つ目にありますように、設管条例の廃止に伴って、現在、貸し館業務しておりますけれども、この貸し館業務も廃止するということです。

2つ目として、今度は豊岡健康福祉センターに限定したときに、豊岡健康福祉センターは市民会館の除却に合わせて除却するという方向性にしております。

日高東部健康福祉センターにつきましては、これはデイサービスを併設したスポーツ施設でもありますので、健康増進施設として、新しい条例の下で維持をしていきたいと思っております。

それから、4つ目として、豊岡と日高東部を除く健康福祉センターにつきましては、まず、地域内の他の施設との複合化を検討すると。現在、検討しているところでございますし、引き続き検討していきたいと思っております。それと同時並行で、(2)にありますように、複合化が進まない場合は、地域デザイン懇談会において、有効な活用策について議論を進めていくこととしております。

次に、下のシートで、健康福祉センターとしての使用を廃止する理由についてご説明をいたします。3点ございます。1つが、一定の役割を終えているということ。それから、2つ目が、維持管理に係る経費が高額であるということ。3つ目が、今後の維持管理経費が高額であるということ。この中で一番大きな理由としては、①の一定の役割を終えているということが大きな理由となっております。

続いて、5ページです。各健康福祉センターの役割ということで、表には、合併前の状況と、矢印の

下には合併後の現在の実施状況について記しております。そもそもこの健康福祉センターにつきましては、設管条例の1条の中で設置目的がうたわれております。目的としては、市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与するというふうになっておりまして、この目的を達成するために、同第3条の第1項に規定されている事業、この表の中にありますけれども、小さい字で恐縮ですが、障害者福祉事業、高齢者福祉事業、児童福祉、母子・寡婦福祉事業、それから保健センター業務、こういった事業について規定されておりますけれども、今現在では限定的な実施にとどまっているというような状況です。この×というのがそういう事業を行っていないということで、○が今その事業を行っているということでございます。例えば現在の実施状況で、豊岡の場合は、児童福祉ということでこども支援センターがありますので、ここでは○になっておりますし、あと、竹野や日高や出石や但東につきましては、保健センターの市民健診等やっておりますので、○というような状況で落とし込んでおります。

次の下のシートで、各健康福祉センターの管理経費、こちらのほう見てみますと、表も見にくいんですが、過去3年間、2016年から2018年度の3年間で、いずれのセンターにおきましても年間400万円を超える歳出超過でございます。いずれの年度も6センター全て合わせて年間、表の合計にありますように、4,000万円を超えているような歳出超過の状況となっているということが見てとれます。

続いて、6ページです。各健康福祉センターの今後の維持費ということで載せております。

まず、アとしましては、耐用年数はまだ残しているんですけども、エレベーターであるとか空調設備、こちらの改修が目前に迫っているような状況でございます。大規模な改修が必要なセンターも増えてきているということ。

それから、イとしまして、今後9年間の維持管理費を試算とありますが、これは、公共施設の保全費用試算報告書っていうのを以前、豊岡市のほうで作

っておりますが、その結果によりますと、今後9年間で6億3,500万円程度必要であるというふうになっております。

ウとして、1年当たり平均しますと、一番少ない竹野でも400万円、その他のセンターでは800万円から1,600万円必要だというふうに見込まれるということでございます。

これ以外にも、ここにはちょっと記載しておりませんが、未活用の空き部屋が多いということや貸室の利用が低迷している施設もあるということが上げられます。

それから、続いて、下のほうで、今度は豊岡健康福祉センターですが、この豊岡健康福祉センターを市民会館と同時除却することについてということで、表の中で、継続利用する場合と同時除却の場合の比較検討をしております。

まず、表の上のほうからちょっと一つ一つ見ていきますが、まず、市民会館除却時の経費についてでございますけれども、切断部分の取り合い改修、これ、2階の空中廊下の部分でございますけれども、こちらの改修費が継続利用の場合には生じてきません。それが600万円。

それから、受水槽の設置費ということで、この受水槽については、今、市民会館と共有をしておりますので、市民会館、除却をすると、受水槽をセンター側に設置しなければならないということで、継続利用の場合はその分、3,000万円が必要になってきます。

それから、センターの解体費、将来的にはセンターを解体することになるわけですが、継続利用の場合はセンターの解体に1億5,000万円相当かかります。それから、同時除却した場合には、市民会館と同時除却しますと、共通経費の部分で1,000万円ほど安くなるだろうという見込みで、その場合には1億4,000万円かかるというふうに見込んでおります。

続いて、入居団体負担軽減のための修繕費ということで、先ほども言いましたけども、まだまだ使えるんですけども、エレベーターとか空調設備につかまし

ではもう修繕が目前に迫っているような状況ですので、これを仮に事前に市のほうで修繕するとなると、エレベーターの改修費で1,300万円、空調機器等の改修費で4,400万円かかる見込みでございます。

事業費ベースで合計しますと、継続利用で2億4,300万円、同時除却しますと1億4,000万円程度で済むと。比較をしますと、1億300万円、継続利用のほうが高くつくという結果でございます。

これを財源ベースのほうで見ますと、起債というところがございますけども、これは、市民会館と一緒に同時除却すると、公適債が可能でございます。公適債が可能で、この場合、同時除却の場合は1億2,600万円、これは、計算としては、先ほどセンターの解体1億5,000万円言いましたけども、1億5,000万円、同時除却したら1,000万円の共通経費で安くなりますので、1億4,000万円に0.9掛けた1億2,600万円、その裏の部分が一般財源が1,400万円ということでございます。

それと、この今言った公適債の1億2,600万円の2分の1が交付税措置として後で返ってきますので、実質の一般財源の負担額、一番下のところでございますが、継続利用した場合は2億4,300万円ですが、同時除却をしますと7,700万円の負担になって、比較としましては同時除却したほうが1億6,600万円安くなるということでございます。こういうことから、市民会館と同時除却することが望ましいというふうに考えておるところでございます。

ちょっと長くなりましたけども、次に、7ページ、上の豊岡健康福祉センターについてというところで、除却は2025年を見込んでおります。それまでの間については、入居をしていただくことは可能でございます。ただ、指定管理期間は2023年の3月に指定管理の終期が来ますので、その後は普通財産として管理することになります。

それから、その下の豊岡、日高東部を除く健康福

祉センター条例廃止後の施設の在り方の手順です。ちょっとすごく小さくて恐縮なんですけれども、ここを簡単に説明しますと、先ほど言いましたように、まず、複合化を検討していきます。それで、複合化が実現しない場合には、次に、地域デザイン懇談会の中で議論をしていって、有効な活性化策を検討していきたいと思いますが、ここで特段そういった有効な活性化策が出てこない場合には、次のページ、8ページです。サウンディング型市場調査ということで、サウンディングを活用して民間事業者の意見や提案を受けていきたいと思っています。ただ、ここでもし何も提案がなければ、次の施設の除却・土地売却という、こういう手順で進んでいくというふうに考えておるところでございます。

続いて、9ページです。豊岡、日高東部を除く各健康福祉センターについては、これは、用途変更をするまでの間は普通財産として管理しますので、引き続きの入居が可能でございます。そういうことを示した図です。

それから、下の表、指定管理期間終期までの修繕についてということで、修繕を行う箇所、修繕を見合わせる箇所ということで、それぞれ明記しております。修繕を行う箇所については、指定管理を行ってもらっている事務室であるとか法律上、修繕が必要なものであるとか、あるいは周辺地域に影響が生じるようなものであるとか、そういったものについては修繕を行っていききたいと思っていますし、修繕を当面見合わせる箇所ですけれども、こちらについては、空調機等については修繕費用が高額になるので、やむを得ず修繕を見合わせることにしておりますし、(2)のエレベーターなどの比較的大規模な修繕についても見合わせるというふうにしておりますが、これも、ただ、状況に応じて一定の配慮が必要かなというふうには考えております。

それから、次に、10ページです。上はちょっと説明は省略させてもらって、下のほうです。普通財産に用途変更した場合の入居団体の負担の考え方についてでございます。

まず、1番の施設管理費用の負担についてという

ことで、光熱水費とか修繕料とか保守点検料、これについては、今、指定管理ですので、市のほうで負担をしているところがございます。光熱水費については、応分の負担をそれぞれ入居者団体にさせていただいていると。一つ一つ、光熱水費については、これは共用部分を含めて面積案分等で入居団体が全額負担するということになります。修繕料につきましても、規模にかかわらずに面積案分等で入居団体が全額負担するということになります。保守点検料についても、面積案分等で入居団体が全額負担ということなのです。

次に、土地・建物の使用料でございますけれども、現在も減免規定がございますので、減免している団体や無償貸付けをしている団体でございますけれども、普通財産に移行後も同じように減免規定がございますので、収益事業を行っている団体については減免、非収益事業を行っている団体については無償貸付けを行っていききたいと思っております。

続きまして、11ページの上の表、普通財産に用途変更した場合の入居団体の負担の考え方についてでございます。それぞれ施設名、豊岡から但東まで落とし込んでおりますけれども、例えば豊岡の場合は、現在入居団体が負担されているのが250万円相当の光熱水費等の負担額です。今の指定管理で市が485万円ほど負担をしておりますけれども、この部分が、普通財産に用途変更になると、入居団体のほうで負担してもらおう金額になります。

それから、下の退去団体への対応についてというところがございます。

まず、社会福祉協議会につきましては、市のほうで移転先確保を支援していききたいというふうに思っています。社協につきましては、地域福祉推進のために公共的、公営的な様々な取組を市と協働しながらやっておりますので、ここは一緒に、市のほうで移転先確保等を支援していききたいと思っております。

それから、医師会につきましては、市の立野庁舎内を移転場所として検討をしていききたいと思っております。

それから、その他の団体でございますけれども、まず、非収益団体につきましては、補助金であるとか会費のみでの運営をされておりますので、民間施設移転の場合については月額3万2,300円を上限に補助を検討していきたいと思っております。この3万2,300円といいますのは、地域活動支援センターで事業運営されている場合には家賃として3万2,300円を上限に補助をしておりますので、それを活用していただくことにしております。それから、今後、公共施設の空き状況等によって移転先候補地を検討してまいります。

それから、収益団体につきましては、これは障害福祉サービス業の収益がございます。給付費として国や県や市から給付費が入ってまいりますので、補助金等による支援は行わないということを考えております。これは、ほかの民間施設のほうでもこういった障害福祉サービス事業を展開されとる事業所はたくさんありますけれども、そちらについても市として補助金による支援は行っておりませんので、同じ扱いにしていききたいと思っております。今後は、公共施設の空き状況等によって移転先候補地を検討していききたいと思っております。

ここに書いてありませんが、その他の支援ということで、昨日の予算のときにご説明をさせていただきましたけれども、来年度から障害福祉施設整備事業補助金というものを創設していききたいというふうに思っております。この中の扱いとしましては、ちょっと昨日の説明と重複しますけれども、例えば新しく新築、増築、改築される場合には、対象事業の補助率8分の1、上限1,000万円を、そういう補助金を創設したいと思っておりますのと、あと、改修をされる場合にも、上限が250万円で、補助率2分の1、そういったものを今後創設してまいりますので、そういったものの活用をしていただけたらというふうに考えております。

最後に、終わりになりますけれども、入居団体の方々には民間活力によって行政ではできないような事業をしていただいているというふうに思っておりますので、引き続き、機能としては、我々とし

ては維持・確保していくことが必要だというふうに考えております。健康福祉センターを廃止することで福祉が後退することがないように、また、入居団体の方々や利用者の方々の不利益にならないように移転先をしっかりと紹介、あっせんなどしていきたいというふうにしていって、事業継続ができるように市としてもできる限り調整していきたいというふうに考えておりますので、どうか委員の皆様のご理解を賜りたいと思います。

長くなりましたけれども、説明については以上でございます。

○委員長（上田 伴子） それでは、質疑、意見等はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） まず、事実確認をさせていただきたいと思いますが、現在入居されている、いわゆる陳情者の方々の権利関係についてお聞きしたいんですが、条例上の扱いについてはどのような手続で入居されているのか、その権利関係についてご説明いただきたいと思います。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） これについては、設管条例の中で、入居団体の方については目的外使用というような扱いになっております。1年ごとに使用許可申請書を出していただいて、それを踏まえて1年ごとの許可をしているところでございます。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ということは、1年ごとに、長年継続的に使用される団体の方も必ず使用許可の手続をされとるということですね。その使用許可というのは、市の一方的な都合で取り消したり、あるいは許可をしないという扱いができるのでしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） あくまでも目的外使用ですので、市のほうで、このセンターの事業に係るような、あるいは関するような、そういった事業を展開しなければならないということになれ

ば、目的外使用の不許可を出すということは可能だと思っておりますが、特段そういった状況にない場合についてはやはり安定的に利用してもらうということが一義的にはあると思いますので、何もなければ引き続き1年ごとの更新ということにしております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 先ほどのご説明の最後の辺りで、入居団体の方の活動の内容に触れられたと思いますが、市として現在入っておられる身体障害者福祉協会、以下視覚障害者協会、ろうあ協会、いのちのネットワーク、国際交流協会、保護司会、燦々さんなどの活動についてはどのように評価し、市として支援しなければならない必要性を持っておられるかどうか、ご説明いただきたいと思います。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 先ほども説明の中で、最後のところで、やはり市ができないことについて、こういった制度を活用しながら障害福祉事業を展開していただいているというふうに思っております。また、障害福祉事業とは別に、ひきこもりの関係もされているところがございます。これについても、市で事業展開されてるところもありますけれども、このドーナツの会というところの任意団体の中でしていただいておりますので、当然これについても、引き続き、市としても応援していかなければならないというふうに思っております。こういった団体の方々が日夜こういったサービスを提供していただいておりますので、本当に利用者の方にとっても市にとっても非常に重要な、ありがたいことだというふうに思っておりますので、それは非常に評価としては高い評価をしているところでございます。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ありがとうございます。

一方、ご説明の中で、施設の目的が達せられたというふうなご説明がありました。そこで、その後というか、除却というふうなご説明でしたけど、いわ

ゆる取壊しに至られるんですけども、取壊しがされた後の用途は何を考えておられますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 現在のところは駐車場として活用することを考えております。今の市民会館も河川敷にあって、多分、永久構造物は建てられないというふうに思いますし、今のところはその永久構造物を建てるような、そういう計画はないとは思いますが、現時点では市民会館を取り壊した後は駐車場として活用されることとしますので、うちのセンターのほうも併せて駐車場として活用していきたいと。駐車場として活用することによって公適債が活用できますので、そうすると、経費の節減にもなるというようなことから、駐車場としての活用になろうかと思えます。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 駐車場というのは、具体的には新文化会館の駐車場ということでよろしいですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） そうですね、新文化会館、あそこの空間も限られておりますので、広く駐車場を取るという意味で、あの現在のところを駐車場として活用していくということになろうかと思えます。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） それでは、仮に新文化会館が建設されなければ、整備されなければ取壊しをされないのか、いやいや、行政目的は終わったから、新文化会館が建てられようが、建てられまいが取り壊されるのか、そのお考え方についてご説明いただきたいと思えます。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 今、新文化会館の仮定の話なので、そこはなかなか答えにくいところですが、それと別の話として、今のこの健康福祉センターの一定の役割を終えたという言い方をしている部分につきましては、今そこの3階のところに子ども支援センターがあります。これが、今回、一定

程度移動をしていくということが見込まれている。そうしますと、そこで今現在やっている市としての事業についてはもう終了をしていく。実際にそこで市として事業をやっている部分がなくなっていくので、条例としてずっと持ち続けるということが難しい状況になってくるのではないかなと思っておりますので、そこで、公共施設として管理していくということについては、現実、難しくなる。

一方で、そこを壊すか壊さないかということになりますと、それは今、公適債を使わせていただけるということが前提であれば安く経費が上がるということもあるんですが、仮にそこがないということであれば、あえて取り壊すかということになると、そこはまたちょっと議論が残るところかなとは思っていますので、今ちょっとここで即答はしかねます。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 担当部、あるいは担当課に聞くのは酷だと思います。その点をご容赦いただきたいと思えます。

ただ、今の情勢としては、新文化会館が建てられる、そしてそのときに併せて取り壊すことによって有利な財源がある、さらにそれは取り壊した後は駐車場として有効に活用できるから取り壊すというようなストーリーになってるんですけども、そのことと、例えば仮に新文化会館がなくなった場合、先ほど入居団体の公の貢献される性格を考えると、私はもう仮に新文化会館の建設がなければ、取り壊すというところには市として考えは行かないと思うんですけども、それについてはいかがでしょう、これも仮定の話ですけれど。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） あまり仮定の話というところでいうと答えにくい部分ではありますが、先ほども言いましたように、施設としての性格がどうかということがまずあります。ですので、私どもの今回の提案の考え方の中には、今あの建物が健康福祉センターとして機能し続ける必要性があるかっていうことになると、もうすぐその機能が失われていってしまう、そうすると、そこを公共施設と

して維持管理し続けるということは難しくなる、その次の段階として、普通に考えるのであれば、後はそれを公共施設ではなく、普通財産として管理をし続けるというのも一つの方法。そこで維持管理が本当に難しいということになれば、取り壊していくということも一つの方法。取壊しはいずれの時点でもどこかでしないといけませんので、それが早いかわ遅いかということではありますが、少なくとも一定程度の目的を達したと、それ以降、あえて公共施設として管理し続けるということが難しいという状況であれば、普通財産にしていくというのが普通の流れではないかなというところまでお答えさせていただきます。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 最後です。最初の権利関係のところでお聞きしましたように、条例に基づく目的外の使用許可ですので、条例を廃止するためにはこの目的外使用許可の関係を円満に解決されないと条例を廃止することはできないというふうに思っているんですけども、それについてはどうでしょう。一方的に1年ごとの更新だからそんなこと関係なしに廃止をして、条例廃止を提案できるというふうにお考えなのか、いやいや、そうではなくて、条例に基づく目的外使用許可が出ている以上はその関係が円満に解決されなければ、市としては条例を提案できないのか、その辺りについての考え方だけお聞かせください。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） その許可ということの扱い上の問題になります。これは、先ほどもお答えしましたように、1年1年の手続を経て目的外使用許可という許可行為でありますので、理論上で言うなら1年1年で切れます。ですので、そこで将来的な、こちらのほうの市の行政の課題として、そこで許可をあえてしないということは理論上、もちろんできますので、そういった選択肢もなくはない。ただ、ここは今、現実として長々と今までご苦労いただいて、障害者福祉を進めてきていただいた団体との関係性でありますので、一方的にそのようなこ

とをしようと思っているわけでは決してございません。そこはしっかりとお話をさせていただきながら、ご理解を得ながら、利用しておられる入居団体の思いも聞かせていただく中で、どこで折り合っていくのか、そこはしっかりと探りながら今後の方向を定めていきたいというふうに考えています。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） すみません、ちょっとお尋ねします。今回、入居団体のほうから陳情書が出されてるわけですがけれども、ここに、今日現在までにその団体方とどれぐらいの話合いが行われ、内容なんか新たな提示もされたのか、されてないのか、だから、この団体、今、入居団体とご理解を得て、円満解決を願うわけですがけれども、その辺りは今どういう状況にあるのか、お聞かせください。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 10月の下旬に、まず、入居者団体の方にご参集いただいて、先ほど説明したような内容で、あり方について説明をさせていただきました。これを皮切りに、個別でそれぞれ団体の方々と意見交換の場を持たせていただいております。その意見交換の場については、1回のところもあれば、2回のところも、まちまちでございますけれども、そこについては、まず、しっかりと話合いの場を持ちたい。先方として入居者団体はどのようなお気持ちなのか、どういったところを希望されるのか、どういう条件が必要なのか、そういったところの意見交換をさせていただいているところでございます。

そんな中で、それぞれ団体によって違うんですけども、市がそういう理由で除却して、移転をしなければならないということは理解いただける団体もあるんですけども、理解できるけれども、でも、やっぱり今と同じぐらいの環境、あるいは今よりもいい環境のところに移転するのであれば移転をしたいと。郊外、具体的に言いますと、奈佐小学校のほうについて、そちらのほう提案をさせていただきました。あちらのほうも割と面積的には非常に広いので、多くの方々にそちらのほうに移っていただけ

るというふうな思いもあって、そちらのほう提示をさせていただきましたが、やはり郊外でちょっと遠いので、場所としては市街地でないと、あまり遠いところには行きたくないということや、やっぱり利用者のことを考えると行けないということ、そういうふうなご意見も伺ったところでございます。以上です。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 補足で。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 今言ったような経過ももちろんありますし、また、今回、同様の団体から質問書等も頂いておまして、その質問にもお答えをするような機会も持ちながら、そういったお話し合いもさせていただいたこともございます。

ただ、今まではそういう移転をぜひお願いするというような言い方ばかりでありまして、じゃあ、具体的にどこだやっていうことがなかなか言えない。今言いました奈佐についてはご提案もさせていただきましたが、利用者が市街地の中でいて、交通の便もない方々が利用されていたりというような団体もやっぱりあります。そうすると、おっしゃられることはごもっともな部分もあるなというようなことの調整。

ただ、例えばですけども、今回当初予算で予算計上させていただいております補助制度につきましても、その10月なりの段階では、そういったことが私らの口から言える状況にはございませんでしたので、そういった団体の方々に対して、こういったこともというのが実は今まで全く言えておりません。今後、こういったことで予算も仮にお認めをいただけるようなことになれば、こういった制度についてもしっかりとまたおつなぎをしていくというようなことが必要だろうというふうに考えています。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 今のお話聞いてると、奈佐小学校でもご理解いただいた団体もあるという、今お話でしたでしょうか。市街地についてこだわっておられるんだということでしたけれども、場所を真剣

に検討なんかをされているのかどうかもお聞かせください。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 奈佐小学校は提案させていただきましたけれども、どこの団体も異口同音にやっぱり遠いから駄目だということでしたので、もう全く駄目だったです。それから、あとは、もうこの市街地の中で、民間施設で、本当に大きいところは200平米以上の面積がないと移転ができないような、そういった団体もありますので、そういったところも、今つぶさにそれぞれどんな施設があるのか見ているところです。何か所か候補も上げつつありますので、その辺りをもう少し絞り込んで、入居者団体の方々に提案をしていけたらなというふうに思っているところです。以上です。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 当局の説明とか新聞記事を見ておりますと、もう確定されたように書かれてるんですね。でも、不思議と市長が一般質問で聞かれると、決定したわけじゃないとか、何か話が皆さんの説明とえらい食い違うんですね。イメージがね。その辺り、当局内で今どういう状況にあるんですかね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 今、説明させていただいたのも方向性ということで、申し訳ないです、説明をさせていただいてるつもりです。決定ということになると、それこそ条例廃止だとか、そういった手続が当然必要になりますので、そこは当然、議会側のご理解もいただかないとできないということがあります。今は市としてはこういう方向で進みたいんだと、基本的な考え方が今、示させていただいておる段階ですので、うちとしてはできれば、とにかく、そういった方向にご理解をいただくという努力をしないといかん。一方で、今、入居されてる団体に関しては、そうはいつでもなということが当然ありますので、そこをどう調整をしながら、どうご理解をいただきながらということを進めていけるかと。その意見の合うところをどう探していくか

という段階ですので、基本的な方向性は今ご説明をさせていただいたとおりですが、決定をしたという言い方は団体に対してもしていないつもりです。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） そういった説明だとかあの紙面を見られると、もう市民の皆さんは決定事項だというふうにとられてるし、感じているんじゃないかなというふうに思いますので、いずれにしましても、私が言いたいのは、入居団体のご理解を得られて、円満解決を図っていただくと。現状維持でしたら早いでしょけれども、そうでないなら、納得いくだけの提示をしていただきたいというふうをお願いをしときます。

私は以上です。

○委員長（上田 伴子） ほかありませんか。

関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） いろいろとお尋ねになりましたけども、根本的なところでちょっと聞きたいんですが、この今、見せていた資料にも、あり方についての下に、公共施設マネジメントの基本方針で云々と書いてありますよね。これで言いますと、市民会館含めてかどうか分かりませんが、あくまでも福祉会館というのは継続使用するという事で改修も耐震等をかけたという実績がありますよね。市民会館のほうも、そういう面では多額をかけて耐震化したり、中をきれいにしたりというのがあって今で、市民会館のほうに関しては、昨年の基本設計のことが我々のほうに伝えられた時点で、市民会館はもう当然新しいのができるんだから取り壊しますということで駐車場にする、そのほかは何か開催時には職員駐車場も使えるようにしたい、でも、まだ足りない部分においては周りの駐車場を何とか確保するようにしたいという話は伺いました。そのところにおいては、もう全くといって、福祉会館の除却の話とそこを駐車場にするっていう話はなかったんですね。駐車場っていうことに関してはまだまだ要るだろうなという思いを思いつつ、一応、基本設計をゴーさせたという経緯があるんですけども、誰がいつ福祉会館のことに関して除却だの、駐車場

にするっていうことを言い出して、それを方向として打ち出したのかっていうのが全く分からないんです。昨日もコミュニティのほうに聞いたら、その内容に関しては、うちはちょっと知らないことです、知らないうちにこうなりましたなんていう答弁するし、それが健康福祉部のほうでの取り決めなのかっていうの、僕も知りませんが、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 実は今回のこの健康福祉センターのあり方見直しについては、2019年の12月ぐらいからずっと議論してきました。最終的にこの方向性でという結論が出たのが昨年の10月の上旬です。だから、それまでの間に、私が今言いました有利な公適債が使えるとか交付税で半額が返ってくるとか、これがどの段階で出てきたのかっていうのは今すぐにはちょっと分かりませんが、ただ、市民会館を取り壊して駐車場にするときにセンターも駐車場にすれば公適債が使えるというのが昨年の、ちょっと日にちは覚えてませんが、どこかの段階でそういうことが分かりました。それを踏まえて、昨年の10月の上旬に一定の方向性を出したところです。

市民会館側がこのセンターを駐車場にするということを知らなかったというのは、我々の責任でもあるんですけども、我々のほうから、こちらの部分についても同様に市民会館の駐車場整備に併せてセンターも取り壊しますので、じゃあ、そこも駐車場として整備してくださいというような、ちょっと意見交換した場を持ってなかったです。ですので、先方といいますか、市民会館側が多分ご存じなかったんだろうなというふうに思っております。以上です。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○委員（関貫久仁郎） そういうことでしたら、新文化会館を建てるっていうのは市の統一した見解の下において進めること、もちろん議会も承認の上で進めることであるのに、関連部署の知らない、言ってなかった、聞いてなかったがある中でまだこのと

おり進めるっていうのはちょっとおかしな話だなと思うし、そこで言った言わない、知らない知ってるがある以上に、議会側も何も知らないんやで。急に団体さんのほうから議員各人に、こんな状況になってるなんていうことが知らされて、それがぶつぶつぶつぶつぶつぶありながらも、正式にはまたそれも議会にも出てこなくて、ある程度になったら、それは我慢できなくなったかどうか知らないけども、状況が変わったかもしれないけれども、とにかく陳情という形で出てきたっていうのはついこの前ですよ。だから、その経緯を考えたって、こんなことをどうなるとんだという立場でしか、議会の人間としては感じられないわけですよ、今。陳情者の方のこの後の対応に関しても、ここの補助金のことはまだ言ってないとか、3万円幾らを出すとかまだ言えてないなんていうことおっしゃったけども、そんな状況でこの陳情のことに對して内容を是非なんて出すのは無理だというふうに今、強く感じるんだけど、ましてや、是非をできないっていうことは非とは絶対できないと。でも、是ということはやするにはもっと固めた内容が続いた上で、団体さんの意向っていうのをもうちょっと固めたということがないと、この場にこんなことをまだ出すもんじゃないなというふうに強く今、感じてるんです。だから、そういう意味では、松井委員のほうが言われましたけども、文化会館が建たなかったらというようなことも想定でしか今、話ができないですよ。だけでも、その部分を、当然想定しかできないんですけども、このことの陳情のことをやろうと思ったって、今、想定しか、こっちは何にもできないわけです。事実関係って詳しくもっと知らなきゃいかんことってもっとあるということを強く感じるんです。だから、そういった内部の市民会館側はどのこの、こっちはどうのっていうのは、このコンセンサスが取れるっていうタイミングって、これからあるんですか。と感じるの、あると。もう何も無い、今このまま議案にもなってるし、これがずっと通れば、そういうふうになっていくんだということで今、安心というか、もうそれでいいんだと思われてる状況

ですかね、今。その辺どうですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） その辺、説明不足であったというところについては、まず、おわびを申し上げたいというふうに思います。

先ほど言ったような経緯の中で、健康福祉センターについてはそういう方向を示させていただいてっていうのは去年の10月ぐらいの段階ですけども、あと、補助金のほうの話につきましては、3万2,300円の運営上の家賃補助といたしますか、それは説明はさせていただいておったんですが、新年度で予算計上してるのは新たに施設整備をされる整備費に対する補助金を盛り込んでると、もうそのことを今回初めて予算計上させていただきました。これに関しては、例えば出ていくことになったときにでも、どこか新しい建物を建てるだとか、借りて、そこを改修するだとかいうようなときにでも、何も補助がないのかということに当然なると思いますので、そういったところを私どもとしても新しいところでやられるときに、そういった施設整備に対する補助を設けさせてもらう、このことがいえないと。先ほどの運営費の3万2,300円というのは、今までからずっとあります制度ですので、今、市の健康福祉センターにおられる方は関係なかったんですけども、出られた場合にはそういった制度もありますよということについてはおつなぎをしております。

いずれにしても、委員がおっしゃったように、議会へのご説明ですとか、関係部署との調整みたいなことが、明確に筋道立てて終えてないというところがありましたので、そこはまたしっかりと今後調整をしていく、そういったことで、またしっかりとおつなぎをしていきたいというふうに思います。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 助成金のことに関しては、そういう状態だということで分かりましたし、けども、内部の調整、それから議会との対応ということには、本当に今までと同じことが繰り返されてるというのが、ついこの前、そういう点でも事象内容は

違うにしても、時系列がよく似てるんですね、アイティのことと。去年の10月、秋には当事者側が知った、当事者間で話が行われた、議会側は何も知らない。年を越えてから、数か月たってから議会のほうに初めて何か出てきた。大慌てだということで、そんなことがまた頭の中をよぎってますけど。それと同じようなことで、今これも本当に急げ急げで議会のほうに、要は審議しろ、採決しろと言われてるのが今でしょう。議案にしたって、文化ホールの。もちろんこの陳情のことに関しても、そんなイメージがあるんだけど、そういった意味でも、なかなかこのあり方の理由づけ自体も、やることは、仕事は終わったから、もうここは廃止でせと。だけど、現状に動いてる、そういう福祉関係の方がいらして、その人に普通財産だということで、契約の切替えてころっとするなんて考えられないし、反対に福祉センターとしての役は終わったけれども、今現状使っていらっしゃる方へ対して、市の福祉行政としての役割が新たに何かできてははずなんだから、それに変わりますということ、そのまま行政財産として持つべきだと、僕は今ちょっと感じてるんだけど、その辺の検討も合わせて、もうちょっと福祉の関係に関する接触の仕方を、通り一辺倒な条例的なところばかりを指摘するんじゃなくて、その条例が仮に適用できなくなったら、じゃあみんな困らないのか、いや、困るんだったら何とかして、新たな条例でもつくってでもこの機能が維持できるような方向を一緒に考えようっていう気にならないのかなと、実際に思ってね。その辺は担当職員としてはどういう思いがあるの。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 委員おっしゃっていただいた福祉のこの機能は、先ほど課長も申しましたように、今ここで皆さんが頑張っていたいておられますので、今この福祉が保っている。計画についても、今この皆さんが頑張っていたいておるので、障害福祉計画も進められている。一方で、ここが、じゃあなかったらどうなるんだって言われたら、とにかく今利用されてる方々が本当に困ってしまわ

れますし、福祉の後退ということに当然つながる、その思いは私どもも同じ思いでありますので、この施設の箱をどうするかっていうことについては、私どもの考え方も一定理解いただくような努力を当然しないといけないですが、一方で、この機能をなくしてとは、私ども当然思っておりませんので、ここをどう継続いただけるか、そこは一緒になって本当に頑張っていけないと、そこだけはまずご理解をいただいております。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） ちょっと担当者の見解聞われましたので、部長がしゃべったとおり、私も同じなんですけれども、ちょっと自分の言葉で言わせていただきますと、豊岡市内にこの障害福祉の事業をされてる団体が全部で38事業所あります。そのうち、このセンターに入居されてる団体が、ざっくりですけど、12から13団体あると思います。ということは、多くは民間の施設を借りて、その中で国や県の収益事業の給付費をいただきながら、やりくりをされてるという実態が一方ではあるということでございます。その中で、じゃあ健康福祉センターを本当にこのまま行政財産のままで持つのがいいのかどうかというところの議論は、十分深めていく必要があるかというふうに思っているところです。

我々としては、追い出すということではなくて、しっかりと次の移転先を紹介、あっせんして、一緒に寄り添いながら様々な意見にも耳を傾けながら一緒に探していきたいというような、そういう気持ちでございます。同じ方向を向いているつもりでございますので、そういうふうに丁寧に対応していけたらと思っております。以上です。

○委員（関貫久仁郎） 最後です。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 今ご説明した中の気持的なのとも言われたんだけど、気持ちはみんな一緒だと思うんですよ。けども、そこをちょっと離れて現実を見た場合に、行政としての立場っていうのを主張されてる部分があるんだけど、そういったとこ

ろで言うんだったら、反対に極端な話、文化会館のほうはコミュニティ振興部のほうの担当。文化会館のほうと健康福祉部がいたら、本来だったら、こっちはもう最大限福祉の関係で協力なり、バックアップしてあげてほしいという思いを僕は持つし、こっちは、もちろん文化芸術の関係の方のバックアップをしてあげてほしいと思うんだけど。それで今がっちゃん、こっちが中心になって、線路がずっと引かれてるから、結果こっちがこうなっちゃってと感ずる部分が多いんで、それはちょっとよろしくないと、極端な話で言ったら、文化と福祉関係、どっちが大事なんやということと言ったら、僕は福祉のほうが大事だと言いたいと思うね、今はね。だから、そういうところがあるんで、もう少しじっくり考え、たとえ結果はどうあろうと、プロセスの中では双方の理解をした上でやっぱり話を進めていただくよう要望をして終わっておきます。ありがとうございます。

○委員長（上田 伴子） ほかにありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） もうちょっと時間も来てるんで、何点か伺いたい。まず、この事案の当初、発端が、公共施設マネジメントだということで、これは2015年に策定されたものが基本になってくるわけですが、このマネジメントの中ではこの施設のあり方について、市民会館は継続、この福祉センターも継続ということで扱われてきたんですけども、昨日の委員会では、市民会館は機能を維持するということで、これを新文化会館に継承するという説明だったんですけども、そのときのマネジメントの基本方針の中で、この健康福祉センターも継続というふうになっただけですけども、これには今の健康福祉部の意見というのはちゃんと反映されておったのかどうか、マネジメントの中で、皆さんの各部署の意見が反映されてきたのか。されてきたのであれば、この福祉センターの機能そのもの、やっぱり継続、維持するという方針で、そんなに数年で方針が変わるようなものではないと思うんですが、それは、文化会館の建設とはまた違う、ここのセンター

は機能背負ってるわけですよ。文化会館は文化施設、ここは健康福祉施設なんで、機能自体は全く違うんで、そういう意味からすれば、駐車場がどうのこうのじゃなくって、健康福祉センターの機能を維持する、継続するっていうことになっただけです。だから、それが数年で変わるっていうのは、これは単に公共施設マネジメントの部署の考え方なのか、健康福祉部の方針なのか、そのところはどうなんですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 公共施設の再編計画が、2016年度に策定されています。これは、2025年度までの10年間計画ということで、その中で、委員おっしゃったように、豊岡健康福祉センターについては、機能を維持するというふうになっておりました。それで、2年前に公共施設マネジメント推進室が出来上がりました。推進室の中で、公共施設の再編計画に沿って、この豊岡市の公共施設をどうするのかというあり方の見直しを積極的に進めていくというような中で、今回この豊岡健康福祉センターについても見直しを改めてしたところです。その中で、こども支援センターがアイティのほうに移るという話が浮上して、こども支援センターがアイティのほうに移ってしまうと、その健康福祉センターの中に入っていた行政の機関がもう全てなくなってしまうということから、設管条例、指定管理そのものは、もう引き続き延長することは難しいというふうな結論に至ったところです。取壊しについては、市民会館が2025年に除却されるという方針が出ましたので、それに合わせて除却するほうが有利だと、先ほども言いました2階の空中部分の改修費であるとか、受水槽3,000万円とかで、最終的には公適債で安く上がるというふうなことが分かりましたので、除却する方針としたところです。ですので、この10年間の中で、もうずっと固定的に維持するところを堅持するというのも一つ分かりませんが、その中、いろいろな変化が出てきましたので、見直しを進めた結果、今言った結論に至ったということでございます。以

上です。

○委員（青山 憲司） よろしいですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

青山委員。

○委員（青山 憲司） となると、今の公共施設の再編が優先して、皆さんの思いが後からついてきたというふうな雰囲気を感じられるんですけど、要するにアイティにこども支援センターが移ることによって、その施設が公的な機能を移転することで、この福祉センターの用途を廃止すると、だから、公共施設のマネジメントが先に行って、公共施設のほうは、皆さんがされている今の健康福祉に関する内容というのは、どちらかといえば、そこを十分に考慮されないというか、その辺りの調整っていうのが、さっきの話聞いてると、十分できてないというふうに感じたんですけど、だから、皆さんが管理してきた施設を、そういう公共施設マネジメントに応じて、やっぱり十分意見反映できるようなところを持っておかないと、今回のようなそういった利用団体との齟齬が生じてくると、これからもあると思うんですね。

問題は、健康福祉センターをどうしても廃止しなければならないのか、先ほどおっしゃってた、今のこの機能はやっぱり尊重して継続していくというふうなことであれば、その意志っていうのは、この施設を存続させるという陳情者の意見に基づければ、そういうふうなことも今の公共施設マネジメントとの調整の中で可能なのかどうなのか。この説明では今の行政財産から普通財産にすることで、利用団体の負担が3倍ぐらいになるというふうな説明なんですけども、これはちょっと今の説明では納得し難いというか、私たち委員もそうですし、もちろん利用団体の方も、だからそのところをちゃんと整理して、議会にも説明をもらわないと、廃止しますということで、はい、そうですかということはないかなかなりにくいんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 今おっしゃった関係

で、その機能は必要だということと、箱物、まさにこの建物そのものを残すかどうかっていうことについては別の課題というところで考えていきたいというのが、私どもの方針です。この機能は当然必要ですので、皆さんが活動いただけるところをなくすわけには決していかない、そのためにはどういった選択肢があるのかということについて考えていきたいというのが今の考え方、その中で、もちろん考え方というと、今の箱物、健康福祉センターそのものを建物として残して、そこで活動いただくというのも確かに考え方ではあるんですが、先ほどから申し上げておりますように、健康福祉センターという条例上の目的そのものが、今言われた経過の中で消えていく、なくなっていく、そのようなこと、それを公共施設として維持管理していくというのがやっぱり難しい。その箱物を取り壊すタイミングとの問題で、そこまで使っていただくということについては大丈夫だとは思いますが、それ以降もなると、やっぱり市全体の公共施設をどうしていくかということ考えたときには、こども整理をしていくっていうことが一つの考え方としてやっぱり必要ではないかな、その一方で、活動をいただける場所をどう求めていくか、そこはしっかり寄り添いながら皆さんと一緒に協議をして、活動ができる場所の確保について最大限努めていきたい、そういう考え方でございます。

○委員（青山 憲司） 最後にします。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） このセンターが、今の入居団体の皆さんが、よりどころとされておるといのはよくご存じですし、私らよりも身近に感じておられると思いますので、その辺りは十分団体の方の意向を酌んで、施設のありようについて、一から、やっぱり最初から見直して行って、協議に応じていただきたいというふうに、それはお願いしておきたいと思います。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ちょっと申し訳ないですが、先ほどのやり取りの中で確認させてください。健康

福祉センター、もとい、行政財産というんか、行政目的がなくなった理由として、原田課長のご説明では、昨年、こども支援センターがアイティに行くことが決定をして、それによって、行政目的がなくなったというふうにとれたんですけども、そのことだけで行政目的がなくなったということでは理解してよろしいですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 健康福祉センターそのものは、1市5町全ての地域に存在します。その中で、この健康福祉センターのあり方そのものは、全体として公共施設マネジメントの中で方向性が出されていて、建物一つ一つについての方向性はあるんですが、結果として、豊岡健康福祉センターは、その機能を維持して、継続するというのが最初の方向性であって、他の施設については、そもそもほとんど……。

○委員（松井 正志） 豊岡だけ、豊岡だけ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 豊岡だけでしたら、今おっしゃったような経過の中で、継続していきたいというのが、そもそもではありました。一方で、今言ったようなこども支援センターの方向性が出される、そうすると、ここでやっている市の事業といいますのは、まさに本当にこの部分だけが残っていたというのが、正直なところなんです。他のセンターでは、健診の会場になっていたりっていうようなこともあって、そこもあつたんですけど、何しろ利用が市としては本当に少ない、そういう状況の中で、その機能としての事業が今、支援センターもなくなっていくと、そこでやっている市の事業ということについてはなくなっていく、それでいくと、考え方として、これを公共施設として管理し続けるべきかどうかっていうのが、どうしても議論として出てくるという状況です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） マネジメント計画では、いわゆる豊岡の健康福祉センターについては、こども支援センターを含めた行政財産で維持しようというふうなことを決めてました。ところが、こども支援

センターをアイティに動かすことによって、機能がなくなったということは、自分で自ら決めた計画を無視して、その機能を、こども支援センターを動かしてしまったということですよ。市として、公共施設マネジメントの中で、こども支援センターを置くことによって、豊岡健康福祉センターを行政財産として維持することを決めておきながら、ある日突然、それをこども支援センターをアイティへ持っていくことによって、そこの機能がなくなったから、行政財産ではありません、普通財産とします。そして、入居されとる方は出てくださってということになってきたというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） その理解を私どもがこうですという立場では決してありませんので、そのことにお答えはしにくいですが、施設そのもののあり方というのはやっぱり時代の流れの中で変遷をしていく、そのとき、そのときの需要によって変わっていくということがあろうかと思えます。正直言って、例えばですけど、この豊岡健康福祉センターについては、昭和57年に福祉会館ということで、旧豊岡市で建てられた施設、その当時は、今おられる団体も、そこで活動いただくことが一つの目的の部分としても確かにあつたのではないかな。しかし、合併を経る中で、各市町、旧市町に健康福祉センターが皆あって、そこの利用については一定の一つの条例にしていく、そうした中で、団体がそこを利用される場合は、目的外使用許可という手続が変わっていく、そういったこともある、また、アイティの方向性が出てくるということもある、新文化会館が建つという方向性もやっぱりある、一度決めた公共施設マネジメントがずっと一切変えずにやっていくことができれば、それはそれにこしたことはないんですが、やっぱり時代時代、そのときそのときの要請によって動いていくということはあるので、その中で適切な判断をしていくということが必要、そういう答えにとどめます。

○委員（松井 正志） 僕はそんなことを言ってるんじゃないですよ。マネジメントのとおりやってくだ

さい。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○委員（上田 倫久） 福祉会館については、私が豊岡の学校に勤めてたもんですから、15年ほど前から豊岡の特別支援学校の卒業生が福祉会館に入ったわけですね。あの場所に作業所ができたり、肢体不自由者向けの施設があったり、それとか保護司の施設もできたり、大変そこはエリアが福祉全般に関しての拠点になっておったように思うんです。だから、今度文化会館ができるっていう話で、それと福祉会館がなくなるということが一緒に考えられないんです。福祉センターというものは当然今後もずっと福祉の拠点として、続けていってもらいたいという気持ちがあるもんですから、そこを同時に閉鎖するという事は私自身はもう考えられないんですけども、例えばもしも、市民会館のほうができるときに、今でも同じエリアでやってるわけなんで、市民会館の中に、今からどうか分からないんですけども、福祉に関する部門、パート、そういうものが、例えば追加というか、そこができるようなことがあれば、両方とも行けるように思うんですけども、そういうふうなことはどうなのかなと思ひまして。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 今おっしゃったのは、例えば新文化会館のほうに、そういった機能を持たしてはどうかという意味合いのことだったんでしようかね。そこになると、ちょっとなかなか難しいことかなというふうに思います。と同時に、先ほども少し触れておりますように、障害者団体だとか、そういったいろいろな団体が入っておられます。作業所も入っておられます。そういった方々が全てここに入っていくということが可能であれば、そういった方法もあるんでしょうが、それだけでも相当な面積を要します。なおかつ、もう既にこういった障害者の作業所というのは、民間の施設を含めて多くの団体が活動をされている、そことのバランスといったようなことも当然考え合わせていく必要がある、そうしますと、その団体として、例えば障害者福祉の協会みたいなことが、どっか事務所があって、

やっぱりみんなと一緒に議論する、そういった意見を集約する場所が要るねっていうようなことであれば、そこは確かに市としても配慮は必要だなというところも思ったりもしますけれども、全ての作業所が、その作業をする場所ということになると、今おられる団体だけではなくて、ほかの団体も含めて、そういった議論が当然必要になってまいります。そこになると、なかなかやっぱり現実としては厳しい課題かなということもありますので、今おられる方々が機能継続できるように、そこはしっかりと寄り添っていきたいというふうに思いますけれども、今の議論については少し答えはしにくいです。

○委員（上田 倫久） 結構です。以上です。

○委員（青山 憲司） じゃあ、よろしいですか。

○委員長（上田 伴子） はい。

○委員（青山 憲司） 時間もあれですので、この陳情に……。

○委員長（上田 伴子） 1点だけ、ちょっと私からも聞かせて。これ、ここで利用してらっしゃる団体がいっぱいあるんですけども、そこに結局通ったりなんかしてらっしゃる延べ人数というのは大体どれぐらいなんですか。（「利用者ですね」と呼ぶ者あり）利用者ですね。

○社会福祉課長（原田 政彦） ちょっと利用者数については把握ができてないです。すみません。

○委員長（上田 伴子） また分かったら、どうぞ。

○委員（青山 憲司） よろしいですか。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 時間も限られてますので。本日、担当部署からの聞き取りもしたんですけども、まだちょっと時間的にもう少し議論を詰めていく必要もあろうと思いますし、陳情も先日出てきたところで、早急に性急に判断をするっていうことはどうかと思いますので、この審議についても継続でちょっと審議をしていきたいというふうに、そういう動議を出したいと思ひますけど。

○委員長（上田 伴子） ただいま青山委員から、陳情第1号については、閉会中の継続審査とされたい

との動議が出されました。直ちに本動議を議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（上田 伴子） 賛成多数ですので、陳情第1号は、閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

ただいま継続審査動議が可決されましたので、お諮りいたします。陳情第1号を、議長に対して、閉会中の継続審査事項として申し出たいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、委員会を休憩いたします。

当局の皆様お疲れさまでした。

陳情の傍聴の皆様お疲れさまでした。

午後2時25分 委員会休憩

午後2時37分 分科会再開

○分科会長（上田 伴子） ただいまより文教民生分科会を再開いたします。

まず、先ほど第28号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第25号）については、説明まで済んでおりますので、これについて質疑はありませんか。

どうぞ。

松井委員。

○委員（松井 正志） 繰越明許費について質問します。これまた生涯学習サロンで申し訳ないんですけども、今回も補正予算の繰越明許費が設定されています。ここに書いてある額っていう欄があるんですが、その額の意義をどのように考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。額、繰越明許費の額。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） すみません、意義と申しますと。

○分科会長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ここに額というのが定められているんで、その額の意味。意味というか、意義。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 意義というか、意味でございますね。こちらの9,386万4,000円の額でございますが、まず、工事費のほうの繰越しでございます。

○委員（松井 正志） そういう内訳ではなくて、その額の定義というんか、分かりませんか。

○分科会長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） なら言います。

実は昨年と同じように繰越明許費を設定されて、繰越しをされたんですけども、ところが、2年度というんか、本年度になって、繰り越した額が少なくなったというんか、足らなくなったんで、現年の予算を継ぎ足して工事をされたというふうな事実があったと思います。それについてご説明いただきたいと思います。

細かいことはいいんですよ。そういう事実があったかどうか。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） 今年度に追加で工事発注しました分、確かに現年度分を継ぎ足してということはございますが、あの分はたしか基礎解体の工事でございます。その分は変更契約でということになりまして、その分を追加工事という形で執行したんでございます。

○分科会長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 今おっしゃったように、昨年度の場合は、繰り越した額に当該年度、新しい新年度の予算を継ぎ足して工事ができるっていうことは、今回のように繰越明許費の額を設定しなくても、要するに、次の年度の予算でどんどん仕事ができるんだったら、あんまり細かく設定する意味がないんじゃないかというふうに思うんですけど、それについていかがでしょうか。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課参事（旭 和則） ただ、2021年度につきましては、整備費のほうは計上しております

せんので、この分を繰越明許として計上しなければ、工事のほうで執行できないというのがございますので、こちらのほうに計上をさせていただいております。以上です。

○分科会長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 通常は繰越明許費なんで、繰り越した額を限度として、次の年度内に工事を終わるっていうのが原則だと思うんです。ところが、生涯学習サロンについては、新年度の予算を継ぎ足して、変更契約をして工事をされたというふうな事実があったと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） ほぼ1年前のことで、あれですけど、たしか現行の工事、繰越しをするという工事に、次年度の工事費を加えて、全体を変更契約で対処するというのは条件が限られていて、同じ工事箇所であつてとか、ほかの合理的な理由が必要だったと、全ての工事において、今、委員がおっしゃるような特例が適用できるわけではなくて、一定の制限がある中で、現年分と繰越明許分を合算して、一本の契約でできたという記憶だと思います。ですので、今回の場合は、参事が申しましたように、2021年度の予算というのをごいませんで、その中で、完結するということがございます。

○分科会長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 過去、豊岡市では、そういうふうな繰越しをした額に当該年度、新年度の予算を加えて工事をした例はあったかどうか、もし分かっておれば教えてください。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 当時の話ですが、建設課で市道で、今申し上げたような一定の条件をクリアした場合には付け加えた例があるというのを、たしか言っていましたし、同じように兵庫県におきましても、同様の工事の施工方法を取ったことがあるというようなことは記憶しております。

○分科会長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） これは決算の段階ではないんで、申し上げませんが、非常に限定的な場合は、今おっしゃったような事情で使うことはできますけども、極めて特殊な事例だと思いますんで、あまりこの生涯学習サロンに適用できたっていうのか、できるのはできるんですけども、それが妥当かどうかっていうのは非常に疑問だと思います。まず、それは決算の段階でまた議論すればいいと思います。以上です。

○分科会長（上田 伴子） いいですか。

ほかはないですか。

○委員（関貫久仁郎） 1つだけお願いします。

○分科会長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） これだけの対象の皆さんがいらっしゃるので、その中でピックアップって難しいんですけど、気になったっていうのだけ教えてください。

337ページの扶助費のところ辺ですけども、児童手当給付事業から、ずっとそういう関係がありまして、今言いました児童手当給付金事業と、ずっと下のひとり親世帯等臨時特別給付金支援事業を、ちょっと気になったんですけども、上に児童手当給付金においては3,700万円、それと、ひとり親関係でずっと見たら、ひとり親のほうで三百幾らですけども、就学援助で1,100万円というマイナスという補正がかけられとるんですけど、こんな大きな額がマイナスされるというのは、対象者が減ったっていうことなのか、どういう状況なのか、ちょっと教えてください。

○分科会長（上田 伴子） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 児童手当給付事業につきましては、まず、児童手当の当初予算につきましては、前年の10月の住民基本台帳の子供の人口で算出しております。令和2年度の当初予算は、令和元年10月末の子供の人口で算出してるため、実際令和2年度の出生数、生まれた世帯の子供の人数、児童の転入及び転出、児童を養育している方の所得などにより1万5,000円、1万円、5,000円と支給する手当が違ってございます。その12か月

分であります。また、歳出ですので、年度途中で予算不足が生じないように、少し大きくちよっと見積りをしとる段階であります。そういうようなこともありまして、給付実績が確定した結果、約3,700万円程度の減額になったというものであります。

○分科会長（上田 伴子） よろしいか。
どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） まず、児童扶養手当の給付事業費でございます。2,200万円ほどの減額でございますが、そもそもこれ予算規模が3億円ほどございます。その中で決算見込みということですので、パーセンテージにしては、そんなに高くないと思います。例年これぐらいの多分不用額が出てくるんだろうなと思っております。

それからもう1点、ひとり親世帯等の臨時特別給付金の分でございます。これについて1,481万円の減でございますけれども、これについては、本年度ですけれども、ひとり親世帯の特別給付金、これ国事業として、国のほうから10分の10の給付金が出ている、この特別給付金でございます。

それからもう一つが、就学援助費の受給世帯等臨時特別給付金は、この国の事業に合わせて所得の低い就学援助費を受給されている世帯について、市独自で行った給付金でございます。

それからもう一つは、新生児の特別給付金、これについても、この国事業に合わせて、市独自で行った事業でございますが、なかなか見込み数として読みにくい部分がございます。ひとり親世帯の場合については、児童扶養手当の受給者ですので、数字としては読めますが、それ以外の就学援助であるとか、あと新生児、この辺りの数字が読みにくい部分がありましたので、どちらかという、多めに予算を組ませていただいて、結果としてこれだけの不用額が出てしまったというような状況でございます。以上です。

○委員（関貫久仁郎） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（上田 伴子） いいですか。
ほか質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） では、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第28号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第49号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第26号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、所管に係る歳出、続いて歳入、繰越明許費の順で、一気に説明をお願いいたします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

質疑は、説明の後、一括して行いたいと思います。

それでは、健康福祉部からお願いします。

どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、追加議案書の19ページをご覧ください。歳出の説明を行います。今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に対する国からの補助金が増額になりましたので、それに合わせ、ワクチン接種が円滑に実施できるようにするための予算を計上しております。

人件費につきましては、接種会場内で接種者の流れがスムーズに行くよう事務員を増やすこと、それから、健康増進課の中で、主にワクチン接種に関する事務の補助を行ってもらおうということで、事務員の採用を考えています。また、集団接種会場で従事する市の職員の時間外手当も補助対象になりましたので、その分を予算計上しています。

次に、予防接種事業費の主なものですが、通信運搬費については、今のワクチンの確保の状況を考えますと、想定どおりにいかないケースも考えられますので、今後も個別通知がひよっとしたら必要な事

態も想定されるということで、補正予算計上をしています。

業務委託料については、集団接種会場へのバスの送迎やワクチンの配送業務、それから、ワクチン接種円滑化システムというのを国がつくれますので、その代行入力業務などの委託を考えています。

次に、歳入の説明ですが、17ページをお願いします。今回の補正額全額が国庫補助金ということになります。

次に、10ページをご覧ください。繰越明許費の補正になります。今回、補正予算分は全額繰り越すということにしております。

説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子）

説明は終わりました。

質疑はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） では、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。

よって、第49号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第50号議案、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で……。

○委員（青山 憲司） 委員長。今、補正なんですけど、令和3年度の一般会計予算がまだ審議されてないんですが、これをするまでに補正行くんですか。

○分科会長（上田 伴子） ああ、なるほど。

ちょっと暫時休憩いたします。

午後2時54分 分科会休憩

午後2時55分 分科会再開

○分科会長（上田 伴子） 休憩前に引き続き分科会を再開します。

それでは、先ほど青山議員が言っておられました第37号議案の審査につきまして、昨日質疑までを終えましたので、討論に入ります。

討論はありませんか。

関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 討論に関しましては、令和3年度豊岡市一般会計についての討論ですね。

○分科会長（上田 伴子） はい、そうです。

○委員（関貫久仁郎） 確認しました。

今日こうやって採決に入るっていうことは、皆さんご承知のように、昨日説明を受けました、質疑をしましたということでしたが、陳情のほうで、今日来られるということで、一般会計の中には、それに大きく関連する部分があるんで、それを陳情を聞いた後で採決しようということでありました。そういうことで今があるんですけども、私としましては、今日の陳情を聞きまして、内容的には当初予算ですので、全体の関わってくる予算ということでは、これがもし認められなかったら、大変市政としても4月1日から困るということは明らかです。そういうことを鑑みましてですけれども、今日の陳情の内容を聞くと、やはり大きな予算を使って執行すべき内容が、内容的にまだまだあやふやなところがあってという念が大変大きく感じました。このまま執行されるということになると、大きな問題をはらんでくるというのが、今まだ感じますので、今回この時点においては、この内容に関しては反対をするということで、反対討論とさせていただきます。

○分科会長（上田 伴子） ほかにありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） 今の関貫議員の反対討論の中身というのは大体分かるんですが、令和3年度、新年度の当初予算ということもありますし、具体的な中身については重要な案件ではありますけれども、この事業を止めることによって、どんなメリットがあるのか、あるいはデメリットがあるのか、その辺りを十分精査する必要があると思います。これは、

予算は当初からの議論で、私は時間的猶予もあって、議論する中身によって判断すべきということで、この当初予算は認めるべきということで、賛成討論をしたいと思います。

○分科会長（上田 伴子） ほかにありませんか。

○委員（青山 憲司） それと、よろしいか、もう一つ。

○分科会長（上田 伴子） はい。

○委員（青山 憲司） ちょっと一旦休憩してください。

○分科会長（上田 伴子） じゃあ、ちょっと休憩を取ります。

午後2時58分 分科会休憩

午後2時59分 分科会再開

○分科会長（上田 伴子） 休憩を解きます。

ただいまより分科会を再開いたします。

それでは、ただいま討論で、賛成、反対の意見がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○分科会長（上田 伴子） 賛成少数により、第37号議案は、否決すべきものと決定しました。

ここで分科会を暫時休憩いたします。

午後3時00分 分科会休憩

午後3時15分 分科会再開

○分科会長（上田 伴子） では、分科会を再開いたします。

それでは、第50号議案については、また後日審議をすることにいたします。

ここで分科会を暫時休憩いたします。

午後3時15分 分科会休憩

午後3時26分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） それでは、委員会を再開いたします。

次は、協議事項（3）番、報告事項について、教

育委員会、教育総務課から2本報告事項がありますので、お聞き取りください。

アのほうで、豊岡市立小中学校における適正規模・適正配置のあり方に関する答申について、お願いします。

どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 2枚資料ございますが、A3のカラー版の概要版のほうで。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、答申が2月の10日にございまして、その概要についてご報告をさせていただきます。

まずはじめにということでございますが、これは、これまでの検討の経過が書かれております。上から3つ目ですけども、昨年2月3日に諮問して、7回の審議を踏まえて、一番最後ですけども、2月10日に子供たちのことを考えた答申が出されたということでございます。その下ですけども、14歳以下の人口の推計ということで、20年間です。約子供の数半分になるというようなデータが出ております。

真ん中の表になりますが、ここは今後の見込みを表した表になっています。網かけの部分が複式が生じる学校になっています。2030年度あたりの前後を見ていただきますと増えてくるということになります。中学校については、印をつけておりませんが、2040年見ていただきますと、かなり減少するということがご覧になられると思います。一番右の4のところをご覧いただきたいと思えます。これは学校規模のことが書かれておりますが、現在と15年後を比べた表になっています。五荘でさえも標準規模になってくるということですけど、真ん中の小規模校がさらに極小規模になっていくという表になっています。

今度は裏面のほうをご覧ください。裏面といいましか、5のところになります。学校規模による課題というところで、小規模校のメリット、デメリットというようなことが書かれておりますが、ここにつきましては、デメリットのほうをご覧いただきたい

と思います。特に小規模校を超して、複式になるほどデメリットのほうが大きいというようなことになってきます。切磋琢磨する機会が少ないでありますとか、集団教育活動に制約が生じるでありますとか、部活動、それから人間関係の相互の評価、固定化しやすいというようなことが書かれています。

6のところをご覧ください。そういったことで、審議会のほうで検討した内容になってきます。目指す教育のところは、国が定める指導要領の中で、主体的・対話的な学びが重要視されておりますし、市のほうではコミュニケーション能力や非認知能力について取組が必要ということになっています。そういうことを進めていくには、現在の小小連携、年間に今、10件程度の交流の機会だけでは制約が解消されないということがありますので、(2)のところですらに複式が課題が大きいということで適正化が必要というふうな検討をしています。

次に、7でございますが、審議会における適正規模の考え方、1のところをご覧くださいますと、理想の部分は望ましいというふうな形で上げております。最低限確保をしたい学校規模というところで、小・中学校とも各学年1学級以上というところで、豊岡市はそこを基本に考えています。2の適正配置の考え方です。この場合、アのところで、通学時間につきましては、おおむね1時間以内、これは国の考え方も同様なところです。イとウにつきましては、小学校、中学校の再編ということに記載しておりますが、小学校では同一の中学校区内、中学校につきましては、旧町域内というふうなことにしています。

今度、真ん中のほうをご覧ください。小・中学校の適正規模を実現するための学校再編の手法の検討をしまりました。1につきましては、(1)から(3)の学校再編の手法がございますが、意見交換の中で、地域の皆さんからいただいたことを審議会の中でも検討しました。通学区域の見直しというところで、小規模のほうに通学できるような方法でありますとか、小規模特認校ということで、市内の他地域からも通学できるような方法をというところで検討もしてまいりましたが、やはり(1)では

コミュニティの分断につながるのではないかなというような課題でありますとか、それから小規模特認校を導入したとしても、児童数が大幅に増えるというものではないというようなこと、そういったことから複式学級の解消を主眼に置いておりました審議会としては、導入には課題があるというようなことで結論をつけています。結果として、(3)の学校統合を基本として進めるというような方向になっています。

大きな2番ですけれども、学校再編の進め方として、(1)から(3)の考え方を記述しています。(1)では、既に複式にある学校、それから将来複式が生じる可能性がある学校について再編を進めるということ、それから(2)につきましては、小規模化の中学校、ここを再編するという方法です。(3)につきましては、そこに向けて、保護者、地域、学校、教育委員会が一緒になって、全体で進めるというようなことを書いています。

3につきましては、その期間、優先順位等を、SからCまでで表記をしています。ちなみに、Sは、現に複式が生じている学校ですし、優先度としては、今後の見込みによって、その時期を示しております。一番右のほうですけれども、9のところ、具体的な枠組み案ということで、地域ごとに検討対象校、再編案としましては、どこの学校と統合するのがいいかなというようなこと、それから、一番右につきましては、その優先度を書いております。対象校につきましては、16校、そこに上げているところがございます。

最後に、10番ですけれども、これは審議会の委員の皆様から附帯意見としていただいております。(1)から(5)までございますが、(1)のところでは、児童生徒の心身の負担を軽減してほしいということと、(2)では、通学路の配慮ということで、様々な方法を検討してほしいということ、それから、(3)の放課後児童クラブにつきましては、受入れ体制の確保でありますとか、保護者、児童の負担を軽減に努めてほしいということ、(4)では、魅力ある学校づくりということを、いろんな

場面でいただいておりますので、そこもお示しできるように検討していきたいと思っています。最後の（５）なんですけども、学校の跡地利用について、防災、スポーツ、文化の拠点というようなことで検討をということをいただいておりますので、財政の部署と連携しながら利活用を進めて検討していきたいというふうに思っています。

それから、A４のペーパーの一番最後の今後の予定というところをご覧くださいませでしょうか。答申後の進め方になります。よろしいでしょうか。

今後の予定というところですよ。審議会の答申、一番上の表の２月の辺り、ご覧くださいませと、答申が出たということでございます。計画策定を１１月、１２月頃に向けて進めたいというふうに考えておりますが、それまでに答申後に地域を回らせていただいて、答申についての説明会をさせていただきたいというふうに思っています。その後、さらに計画策定までにもう一度地域のほうにお伺いして、説明会をさせていただきます。議会の皆様とか、パブコメを行いました後に策定ということを考えておりますが、さらに、今度は対象校区ごとに個別の説明会を開催したいというふうに思っています。

その後、表の一番下ですけども、計画実施というところで、早ければ２０２２年度から計画実施に向けて個別に地域に入らせていただいて、統合準備委員会等を持たせていただいて進めていきたいというふうに考えています。以上でございます。

○委員長（上田 伴子） 報告は終わりました。

今の報告に対して質問があればどうぞ。

松井委員。

○委員（松井 正志） １つだけ。概要版の９番の学校再編の具体的な枠組み案のところなんですけども、この見方としては、検討対象校というのが、今言われているいろんな基準っていいですか、市が心配しているような状況に陥りつつあるんで、そこを考えてみましょう、そして、再編案としては、例えば中筋であれば、中筋の生徒数等が減ってるんで、新田小との合併を考えたらどうかというふうな見方をしたらいいんですね。その再編案のそこは、ど

こに学校を造るかというようなところは全然ないということでもいいですね。そういう意味で。

それともう一つ、同じような考え方でいって、八代と静修も、八代と静修が少なくなってるから、日高小との合併、一方、三方と清滝はどちらも減ってるから２つで合併したらどうですかという、統合したらどうですかという考え方ですね。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 今おっしゃられたとおりでございます。場所につきましては、答申ではそこまで考えておりませんでしたので、今後計画策定の中で、そういったものを含めるようなものにしたというふうな考えを持っています。

○委員（松井 正志） 分かりました。

○委員長（上田 伴子） ほかはありませんか。いいですか。

○委員（関貫久仁郎） ちょっと聞くわ。

○委員長（上田 伴子） じゃ、関貫さん。

○委員（関貫久仁郎） 前回も聞いたと思うんだけど、今の、松井さんの内容に絡んで、固め方です。この日高の場合の。数的バランスを見ると、日高小、静修小、学校造るのはいいんですけども、八代もくつつくということによって、数的バランスも地理的バランスも欠くように思うんですけども、反対に八代は府中とがバランスが取れると思うんですよ。前回のははっきりと回答がなかったと思うんです。何か理由、強く感じるのはいってください、あったら。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 前回は、複数案を、Aパターン、Bパターンのような複数案を出させていただいたところもありました。それで、地域のほうにも諮らせていただいて、具体的なご意見はあった場合もあったかも分かりませんが、審議会の委員さん、地元の方のご意見を伺って、ベストな、一つの案に絞らせていただいたということと、コミュニティといいますか、地域とのつながりも考慮した上で、一応審議会の答申案としては、このような一つに絞ったということになるかと思えます。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） 方向性を示したという受け止め方でいいんですか。もうこれでいくということか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 審議会としての考え方をまとめたものですので、方向性になります。

○委員（関貫久仁郎） まあまあそれなら、実際のときはまた変わる可能性があるということで。ほんならいいか。

○委員長（上田 伴子） いいですか。

ほかにはないですか。

それでは、次に、豊岡市学校給食調理業務等民間委託に関する基本方針についてお願いします。

どうぞ。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 今般、策定いたしました豊岡市学校給食調理業務等民間委託に関する基本方針につきまして報告をさせていただきます。

資料のほうに従いまして報告させていただきます。給食の調理業務とそれに伴う配缶、洗浄の業務につきまして、1年後、2022年4月をめぐりに民間に委託をするという基本方針としております。あくまでも学校給食全体の管理、献立の作成、食材の調達は今までもどおり、市が責任を持って実施する、現在の給食センターの維持もそのまま、施設もそのまま、学校等保護者とのやり取りも、お医者さんとのやり取りもそのまま行いまして、その中で、最初に掲げております調理、配缶、洗浄という業務についてのみを委託するという方針の内容になっております。（1）番に民間委託の目的といたしまして、第4次行財政改革大綱に基づきまして、アとして、まず共創、専門的な知識技術を持つ民間事業者と一緒に、安全・安心な学校給食の提供を行っていきたい。イとしまして、行財政改革の一番の目的であります歳出の効率的な実行ということで、民間委託が可能な業務は民間に委託し、効率的な行政運営を行うということを目的としております。

次の資料ですが、民間委託による効果額の見込みとして試算を上げております。表になっておりますが、2021年の列を見ていただきますと、202

1年は実際直営、豊岡市が直接調理業務等を行う場合です。経費としましては3億6,000万円、それが委託になった場合ということで、2022年試算しておりますけれども、同じ学校給食の業務だけを考えますと2億6,400万円、それ以外に職員が、今現在正職員が調理のほうに携わっている部分がありますので、その職員を給食の調理業務から配置転換いたしますけれども、その人件費としては、市としてはまだ残ってございまして、その分が1億1,800万円程度あると、その差引きとしまして、2022年においては、効果額は三角で表示というふうに、下にちょっと注意書きしておりますけれども、効果額ではなくて、実質的な負担増2,000万円程度が見込まれております。ただ、2023年、2024年と年を掘り下げていきますと、2024年においては4,000万円程度の効果額、2025年、2026年につきましては4,400万円程度の効果額を見込んでおるという試算になっております。あくまでも民間委託後の経費の試算のB欄の試算につきましては、3社程度から見積りを取った中の中間の値を取っておることをちょっとご了承いただきたいと思います。

次の資料に参ります。基本的な考え方として、（3）番で上げております。まず、アとしまして、地産地消の取組であったり、安全・安心な食材の確保ということにつきまして、これまでどおり市が食材の調達を行ってまいります。委託する業務ではありません。イとしまして、安全性の確保と衛生管理のため、業務全体の管理、あるいは出来上がった料理の検査等含めまして、衛生的に行えるかどうか含めまして、これも市のほうがこれまでどおりがっちり管理、検査を行ってまいります。ウとしまして、民間委託によって給食費は増額等は一切考えておりません。これまでどおり保護者様からご負担いただきます給食費につきましては、食材の購入費用にのみ充てますので、民間委託という業務が発生しましても、それによる給食費の変更、影響はないということでございます。エとしまして、引き続きアレルギー食への対応を行うということで、豊岡市の教

育委員会としてアレルギー対応のマニュアルを持っております。そのマニュアルに従って、アレルギー食への対応のほうはこれまでどおり行っています。オとしまして、実際の業者選定においては、単なる価格だけではなくて、事業者からの提案内容、十分吟味して、評価して、業者のほうを決定していきたいというふうな予定としております。基本的な考え方としては、以上、代表的なアイウエオ、5点を上げております。

次の資料です。(4)職員についてということで、まずアとして、事務職員につきましては、これまでどおり、市の職員を配置して事務を行ってまいります。イの栄養教諭等につきましても、引き続き栄養教諭等を配置いたしまして、実際の献立作成であったり、学校への食育指導であったり、学校とのアレルギーとのやり取りとか、そういったのはこれまでどおり全く変わりなく行ってまいります。そして、ウに上げております調理員につきましては、ここが民間委託によって業務が変わる部分でありますけれども、正規の調理員につきましては、本人の意向を確認しながら、給食センター以外の他部署への配置転換を行っていきたいというふうに考えております。それから、同じく調理のほうにかかっている会会計年度任用職員につきましては、その業務のほう、仕事のほうが今度民間業者のほうに委託することになりますので、その委託をする業者のほうへ、継続として雇用は調理の業務を希望される方については採用していただけるよう、雇用していただけるように、業者のほうに要望していきたいというふうに考えております。

次の資料です。(5)業務分担としまして、表にしております。今までずっと豊岡市が全てを基本行っておったのが、今度の調理等の委託によってどう変わるかということを表にしております。委託業者欄で、委託する業務としまして、3番目に上げております食材の検証につきましては、発注した食材がちゃんと入ってきたか、もちろん市も検証しますが、業者もそれを使って調理を行っていく材料になりますので、あわせて業者で検証していくこと

になります。それから、5番の調理作業につきましては、これは委託業者のほうに委託していく業務となります。それから、7番の配缶につきましては、これも委託業者のほうに、今回委託する業務というふうに考えております。8番につきましては、既に学校への配送、回収につきましては、シルバー人材センター等に委託しておりますが、委託済みということで、この表の中では上げさせていただいております。そして、あと10番、食器であったり、食缶、返ってきましたものの洗浄、保管、消毒、あるいは場内の清掃等を含めまして、こちらのほうも委託業者のほうに業務委託していく格好になります。業務の分担について説明をさせていただきました。

次に、(6)番委託のスケジュールとしまして、今後のスケジュールのほうを予定を上げております。市議会の説明、あるいは学校、あるいは保護者の皆さんへの説明を4月までに行ってまいりまして、6月の議会のほうで、実際の業者選定に向けて債務負担のほうを、議案として提出していきたいというふうに考えております。それ以降ですが、もしも債務負担のほうがお認めいただけましたら、7月には委託業者のほうの公募を、あるいは8月には選定を行ってまいりまして、9月には契約のほうを締結、そして、半年間ありますので、その間で受託事業者さんとの打合せであったり、指定業者さんについては実際調理に携わっていただく社員さんを、できるだけ地元からの採用、あるいは今関わっていた方の採用などを含めました社員募集、あるいは学校給食センター、来年4月に向けてスムーズに業務のほうに移行できますように、引継ぎのほうを3月までかけて行っていきまして、来年の4月から実際に調理のほうを業務委託していきたいと、こういうようなスケジュールで考えておるところでございます。

作成しました基本方針について、概要につきまして説明させていただきました。なお、基本方針につきましては、2月に先に資料を配付ということで、お手元のほうにはお届けさせていただいていると思いますので、またご清覧いただけたらと思ってお

ります。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 報告は終わりました。

今の報告に対して質問があればどうぞ。

松井委員。

○委員（松井 正志） 委託後のボリュームといいですか、事業規模というのは、この（２）の民間委託による効果額のところに出てくる民間委託後の金額が大体全体の事業費ぐらいになると思うんですけども、これは何社ぐらいに分割するのかということと、何社というか、何業者、１業者だけでも受注しちゃうということなのか、何業者かに分かれるかということと、１業者当たり従業員数はどのぐらいの規模になるの、この額を、例えば３分割とかにすると、どのぐらいの規模になるかということと、想定される事業者っていうのは既存の事業者なのか、市外の事業者なのか、何かそういう想定のようなもの、見通しのようなものがあれば教えていただけますか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課参事（大谷 康弘） ご質問いただきました業者の数、分割についてですけども、現在の基本方針の中で考えておりますのは、３センター、一括して１業者というふうに考えております。ただ、基本方針の中での捉まえ方でありまして、今後またご意見いただきながら検討をする余地があるかとは思いますが、現在考えておりますのは、一番効果が現れるであろう１業者に３センターをお任せしたいというふうに考えております。

それから、規模につきましては、３センターで、現在今、調理員が従事しております、現在の職員数で言えば７６名、３センターでございます。それに委託業者さんの管理部門の職員さんが加わるかと思っておりますので、８０名、９０名ぐらいの規模になるんじゃないかなというふうには想定しておりますが、ただ、調理の関わる調理員の数につきましては、業者によって、ある程度絞られる可能性はありますので、ほぼ現状の人数に近いところであるとすれば、３センターで７０人前後、六、七、八十人のところ

かなというふうに思っております。

それから、想定する業者についてですけども、現在３校で意見をお聞きしているのは、兵庫県下でほかの給食センターに入っておられる業者さんも聞く中では、一応全国展開されてる業者です。その中で、兵庫県なり、関西に拠点を置かれてされてる所で、それなりの実績を十分積まれているところでございます。それ以外で、一応地元での、こちらでも検討する中では、業者さんについてお問合せはしてはいないんですけども、豊岡市に登録いただいている中で、給食センター、集団的な調理っていうのを役員提供いただけるような、登録いただいているところは今のところなかったもので、現在のところはそういった既存の全国展開されている、あるいはある程度広域に実績の持たれているところの業者を想定しているところでございます。以上です。

○委員長（上田 伴子） いいですか。

私も１つだけ聞きたいんですけど、今そこには正職員の方は何名ぐらいで、会計年度職員の方は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

どうぞ。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 現在、ちょっと今手元の資料では、昨年の５月の職員数でございますけれども、正規職員で１９名、３センターで１９名、会計年度任用職員で５７名、合わせて７６名の調理員の体制でございます。

○委員長（上田 伴子） 分かりました。

ほかはないですか。

○委員（伊藤 仁） よろしいですか。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） これを、請負を契約した場合、民間委託に出した後、職員数を教えてくださいな。正職の残す職員数。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 調理に関わる職員は、給食センターの職務からは外れます。事務に関わる職員としまして、現在おりますのが会計年度職員も含めまして、５名の職員が主に事務を中心に行っております。もちろん施設管理も含めまして事務

を行っている、この5名程度の市の職員の配置で、調理に関わる職員のほうは業務として委託しますので、市の採用職員としましては、全部で5名、あるいは所長も含まれていますので、実質4名程度になってくる可能性があると思います。以上です。

○委員（伊藤 仁） いいですか。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 5名の職員で、3施設を見るということでよろしいんですか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 市の職員としましては5名、これは現在の配置と同じでございます。所長、副所長がそれぞれ、あるいは会計年度で事務補助を含めまして、5名で今配置しております。それ以外に、県費の配置で栄養教諭さんと栄養職員の方がいらっしゃるしまして、栄養職員の方も3センターで、県配置で現在7名、1名、市が独自で配置しております、合計8名の栄養職員が実際の献立、あるいは食育等に関わっていく人員になってまいります。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） もう一回言いますよ、栄養職員7名、事務職員5名、これは皆、正職に当たることかということ。先ほど何かよく任用職員込みでと言われてるんで、正職は何人委託を、体制はどうなるのかということ、もう一度お願いします。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課参事（大谷 康弘） まず、事務に関しましては、現在の職員では正規職員が4名、それから事務補助で1名、これが事務の職員でございます。それから栄養士につきましては、いわゆる県職員さんとしての正規かどうかということ、臨時職員さんの栄養士さんもいらっしゃいますので、そういった意味は別にして、県費での配置はありますけれども、正規の栄養教諭さんとしましては、産休等でお休みの方もいらっしゃる方も含めまして5名、臨時の栄養士さんが3名、最初に申し上げた調理員につきましては、委託後は業者の職員さんに替わられますので、人数のほうは先ほど申し上げた76名、現在

は76名の職員は全て給食センター以外のほうにということになります。

○委員（伊藤 仁） よろしいわ。

○委員長（上田 伴子） ほかはないですか。いいですか。

○委員（関貫久仁郎） ちょっと聞かせて。

○委員長（上田 伴子） 関貫委員。

○委員（関貫久仁郎） こういうことっていうのは、行革の名の下にいろいろとやられてるっていうのは、今までもたくさん見てるんだけど、まだこれを給食関係で見ると、結局何が言いたいかっていったら、2ページ、3ページ目になる、2ページ目、ページ数がないから分かんない。表ですわ、2021、緑のこの表、これで見ると明らかに金額減ってきてるんで、これだけの効果があるんだということを示されてると思うんだけど、その中で、委託を受けた業者さんっていうのは、今言った全国レベルで云々という、それは大きな業者さんだということでは言えると思うんだけど、どっかに現地の方を雇用してほしいと、雇用を要望するって書いてあるが、だから実際働く人はここの近辺の人ということを考えて、業者としては会社だから利益を得なければいけないんで、その母体が保持できる利益を望みます。実際現場で働く人っていうのは、今、市の対応で臨時とか、臨時という言葉はいかんか、会計年度で採用してる、いわゆる臨時職員さんと比べると、より条件が悪い内容で、そこでは採用されるという状況が見えるんですよ。それを市が何のためにするのか。要するに、市の財政のためだけを思って、われらは反対するけど、あんたら苦しめという、切捨てを感じるんだけど、そんなことはないか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 調理員さんの内訳の76のうちの19名が引き上げるということですので、民間が雇われる方はあくまでも、仮に76名が会計年度任用職員さん並みでありますと維持できるわけですし、ここでちょっと細かいことが上がっておりますが、民間の利益としましては、管理費といえますか、民間側が、これちょっとばらつき

もあるんですけども、委託料の15%ぐらいのものを会社側が受けられる、利益としてのものを持ってらっしゃいます。見積り取らせていただいた中にございましたのが、あくまでも職員の給与を削るっていうことではなく、今まで正規の職員が担ってた部分を、例えば班長みたいなのを、今度雇われるところが、今よりも条件がいい中で設定されてるところもありますし、それから、正規がずっと本当に班長でありますとか、リーダー的なことをやってたのもなくなりますので、そこを今いらっしゃる方や、今度雇われる方が担っていただかないと回っていかないと思っていますんで、決して条件が悪いというようなもので、我々持っていったものではなくって、今働いている会計年度さんが、より働きやすく、自分たちの努力によって給与とか待遇っていうものが、民間では考えられます。現に調理師の免許を持っていらっしゃる方に対して、今、市のほうでは、何の待遇の変化っていうこともやってませんけども、民間の中でそういったことを考えられてるところもあるようですので、そこはかえっていい条件になるところもあるんじゃないかというふうに思っています。

○委員長(上田 伴子) 関貫委員。

○委員(関貫久仁郎) そういうところがちゃんと考えられているんだったら、まだいいかなという感じを受けたんだけど、そうやって、調理員でこれジェンダーギャップがどうのこうのと言われるのがかなわんのだけでも、女性でしょう、調理員、男性が今いるかどうか知らないけども、そしたら、この女性の方が今の会計年度と同じような職員として稼いでいるのと変わらない、あるいは上に行くという可能性をちょっと言われたと思うんだけど、市のほうで、目標としてるところ、ジェンダーギャップというところの考えで、50代で730万円、50代女性で二百何万円、これが均衡ができるような内容になるの、これ、必ず。それは民間だから、その会社本位やけどね。市はそこそこジェンダーギャップがあるって今言ってるわけでしょう。それを均衡化するには従うしかないんだけど、それが可能

なの、条件でこれは民間に託せるの。そういう想像はしてる。

○委員長(上田 伴子) どうぞ。

○教育総務課長(永井 義久) 今回見積り取らせていただいた中でも、いろんな調理員の数もそうですし、役職の想定もそれぞれ違いますし、現に今働いてらっしゃる調理員さんも、子供さんが小学校とか幼稚園にいらっしゃって、働きやすいという部分で、午前勤務でありますとか、それから、ご主人の扶養に納まるような働き方をしてらっしゃる、そういう意味では働きやすい職場というふうに思っていますので、今言われたようなことが、現状の職員さんがそのまま働いていただくのを前提にしますと、もう今の勤務時間を中心にしたところになるかと思えますけども、今度はどういったところが出てくるか分かりませんが、それはご本人の働きやすいところを、こちらのほうはプロポーザルの中でも聞き取りもさせていただきたいというふうには思っていますし、給食センターの調理員としましては、本当に子育てはしやすい時間帯だというふうに思っています。

○委員長(上田 伴子) 関貫委員。

○委員(関貫久仁郎) 最後です。そういうことで発言されるということが、僕は本来それでいいと思う。それぞれの事情で働き方があるんだから、それをああいふふうに言っている人に分かってほしいな。ちゃんとよう考えて物言えと、はい、以上です。

○委員(芦田 竹彦) ちょっと私も一言。いいですか。

○委員長(上田 伴子) どうぞ。

○委員(芦田 竹彦) 今回、民間委託するというところで、現状、任用職員制度の方いらっしゃいますね。委託会社の中から、その57名の方やったかな、それが民間委託会社にそのまま委託を要望するっていうことになってるんだけど、その民間委託会社の給与水準って別にあるわけやね。あって、会計年度の方が、その民間に行ったときに、給与体系は民間の給与体系に委ねるわけでしょう。ということで

すよね。条件がよくなるのか、悪くなるのか、ちょっとよう分からへんけども、そういった職を確保するという点では、しっかりとそこは、会計年度やったら年間に何%か上乘せになって、年度ごとに給料が決まるじゃないですか。そういうところを民間に委託をして、雇用を要望するってことだけ書いてあるんだけど、本当にそういうことが可能かどうか。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 今回の効果額の資料につきましても、高いところと低いところがございますけども、中位というか、真ん中のところで見せていただいております。市の考え方も、ここは安くして、市のほうに利益があるようなことには持っていくたくないというふうに思っていますし、そういったところは今後いろいろ機会があると思いますので、そこで、基本的な考え方というのをを出していきたいというふうに思っていますし、会社によっては、何か地域特性を考慮したようなやり方をやってみるところもあるようですので、そこもしっかり聞き取りさせていただいて、豊岡市の給食センターの民間委託に最適な業者を選定したいというふうに思っています。

○委員（芦田 竹彦） それで、1社ということやね、たしか。1社でということですね。

分かりました。またちょっと注視しておきます。

○委員長（上田 伴子） では、いいですか。ほかの方は。

じゃあ、教育総務課の皆さんにつきましては、ここで退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。それでは、ここで委員会を暫時休憩します。

午後4時09分 委員会休憩

午後4時15分 分科会再開

○分科会長（上田 伴子） それでは分科会を再開します。

ただいま議題としております報告第1号専決第3号及び第28号、第49号議案に係る意見、要望は付すべきことはないということですのでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） 分科会を閉会いたします。

午後4時17分 分科会閉会

午後4時17分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） 引き続き委員会を再開します。

続いて、協議事項第5番、委員会意見・要望のまとめに入ります。

第6、7、13、4、14、15、17、18号並びに第29号から33号議案までに対する当委員会の意見・要望について協議いただきたいと思えます。

委員の皆さんからの提案について、委員会意見・要望とすべきか協議を行いたいと思えます。

○委員（青山 憲司） ここで、ちょっと意見を付したいんですけど。

○委員長（上田 伴子） どうぞ。

○委員（青山 憲司） 生涯学習サロンの指定管理については、今回条例制定されるんですけど、市長が指定管理の代表者になってるんですけども、双方代理の禁止規定を適用して、やっぱり代表者が市長になるというのはあまりというか、ふさわしくないんで、代表者を変更すべきであると求めたい。

○委員（松井 正志） これ説明では、副市長がすると言ったんと違いませんか。

向こう側は市長名だけでも、こっち側は副市長とするか、だから検討すると、決まってないんで、意見を付けたらいいんじゃないですか。それとあわせて、そういう関係を、ずぶずぶの関係ですわね、一般的に言ったらね。同じ人が提供者で、同じ人が利用しとるちゃんなことは、普通……。だから、そこら辺は節度を持った指定管理をしていただきたい。

○委員（青山 憲司） 双方代理の疑われる契約については、再考を検討すべきと。

○委員長（上田 伴子） ほかにありませんか。

生涯学習サロンについては、それだけでいいですか。第13号と第4号と、2つ案件が出てます。

4号議案のほうが指定管理者で、13号議案のほう

が設置及び管理に関する条例。

○委員（松井 正志） 指定管理に関係すると、利用見通しが、全体の25%という説明あったでしょう。ほかに利用の計画というか、見通しが無いので、せっかく3億円もかけて、要するに、良好な施設などで、十分利用するようにしてほしいということをちょっと書いておいてください。

○委員長（上田 伴子） はい。

ほかにはないですか。

じゃあ、生涯学習サロンについての第4号の指定管理のことと、それから、第13号のことについて、意見を付す。内容については後ほど、ただいまいただきました委員会意見・要望を含む委員長報告については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、協議事項6番、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

それでは、議長に対して、委員会重点調査事項を、閉会中の継続審査事項として、議長に申出をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 継続審査事項については、重点、別紙1のほうにあります。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、異議なしと認め、そのように決定しました。

次は、その他です。その他、委員の皆さんから何かあればご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 昨日、ちょっと触れました管内視察の件、勘案したんですが、今こんな時期、コロナの時期ですので、ちょっと状況を見ながら、また皆さんと協議をするということで、今のところは保留をしておきます。

それでは、ないようでしたら、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。ご苦労さまでし

た。

午後4時27分 委員会閉会
